

令和4年11月24日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件名	主管課	
1	令和4年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 2
2	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 7
3	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 15
4	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教職員課	p 45
5	知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 65
6	会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 71
7	会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教職員課	p 76

報告事項

番号	件名	主管課	
1	令和5年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針について	教職員課	p 81
2	令和5年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について	高校教育課	p 82
3	令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について	学校安全・体育課	p 88

協議事項

番号	件名	主管課	
1	山口県教員育成指標の改定について	教職員課	p 96 別冊資料
2	学校安全の推進について	学校安全・体育課	p 97 別冊資料

議案第1号

令和4年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和4年（2022年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 5 3 1 号
令和 4 年(2022年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 4 年 1 1 月 2 1 日付け令 4 財 政 第 1 1 0 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 (2022年) 11月 21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 4 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和4年度山口県一般会計補正予算（第3号）

教育委員会

■歳出予算

（単位：千円）

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	122,416,673	1,016,038	260,570	0	12,896	742,572	123,432,711
項) 教育総務費	20,301,150	21,181	0	0	6,704	14,477	20,322,331
目) 教育総務費	5,660,963	21,181	0	0	6,704	14,477	5,682,144
事項) 職員給与費	2,635,118	21,181	0	0	6,704	14,477	2,656,299
項) 小学校費	38,867,276	337,067	119,380	0	0	217,687	39,204,343
目) 教職員費	38,867,276	337,067	119,380	0	0	217,687	39,204,343
事項) 教職員給与費	38,504,795	337,067	119,380			217,687	38,841,862
項) 中学校費	24,205,340	189,937	73,230	0	0	116,707	24,395,277
目) 教職員費	24,205,340	189,937	73,230	0	0	116,707	24,395,277
事項) 教職員給与費	23,791,016	189,937	73,230			116,707	23,980,953
項) 高等学校費	23,414,737	265,550	0	0	4,972	260,578	23,680,287
目) 高等学校総務費	20,448,378	154,732	0	0	0	154,732	20,603,110
事項) 教職員給与費	19,481,276	154,732				154,732	19,636,008
目) 全日制高等学校管理費	1,762,606	110,818	0	0	4,972	105,846	1,873,424
事項) 一般管理費	1,042,681	110,818			4,972	105,846	1,153,499
項) 特別支援学校費	13,436,760	135,197	18,440	0	151	116,606	13,571,957
目) 特別支援学校費	13,436,760	135,197	18,440	0	151	116,606	13,571,957
事項) 一般管理費	203,940	55,756			151	55,605	259,696
事項) 教職員給与費	10,419,864	79,441	18,440			61,001	10,499,305
項) 社会教育費	1,402,693	16,024	0	0	1,034	14,990	1,418,717
目) 社会教育総務費	881,477	5,566	0	0	901	4,665	887,043
事項) 職員給与費	731,142	5,566			901	4,665	736,708
目) 社会教育施設費	521,216	10,458	0	0	133	10,325	531,674
事項) 図書館運営費	180,745	6,210			54	6,156	186,955
事項) 博物館運営費	43,842	4,248			79	4,169	48,090
項) 保健体育費	775,155	51,082	49,520	0	35	1,527	826,237
目) 保健体育総務費	677,373	51,082	49,520	0	35	1,527	728,455
事項) 職員給与費	170,151	1,562			35	1,527	171,713
事項) 学校安全管理指導費	165,401	49,520	49,520				214,921
款) 災害復旧費	60,000	0	0	0	0	0	60,000
教育委員会合計	122,476,673	1,016,038	260,570	0	12,896	742,572	123,492,711

令和4年度11月補正予算(案)の概要について

教育委員会

1 給与関係費

人事委員会勧告を受け、所要の補正を行うもの。

【主な増額要因】

(単位：千円)

区分	主な改定内容	補正額
給与改定		789,486
給料	給与改定費 +0.32%	175,797
勤勉手当	一般職：1.90月 → 2.00月	472,932
その他	給料表の引上げ改定に伴う共済費等の増	140,757
合計		789,486

2 国経済対策関連事業

公立幼稚園等における送迎バスの安全装置等の義務化に伴い、車内における幼児等の所在の見落としを防止する装置の導入等に必要な経費を支援するため、所要の補正を行うもの。

(単位：千円)

事業名	概要	補正額
新 公立幼稚園等送迎バス安全装置導入等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○送迎バスへの安全装置導入に要する費用 対象：県立特別支援学校、公立小・中学校 補助率：定額 ○登園管理システムの導入に要する費用 ○こども見守りタグ(GPS)の導入に要する費用 対象：公立幼稚園 補助率：国4/5、市町1/5 	49,520

3 その他事業

県立学校等の施設における光熱費高騰分への対応のため、所要の補正を行うもの。

(単位：千円)

事項	概要	補正額
一般管理費 (全日制・特別支援)	県立学校の光熱費高騰分への対応による増	166,574
図書館運営費	県立図書館の光熱費高騰分への対応による増	6,210
博物館運営費	県立博物館の光熱費高騰分への対応による増	4,248
合計		177,032

議案第2号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和4年（2022年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和4年(2022年)11月21日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和4年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和4年11月21日付け令4財政第110号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和4年度山口県一般会計補正予算 (第3号)
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年(2022年)11月 21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例

1 制定の趣旨

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正され施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うもの

2 改正の概要

以下の条例中引用する「山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める字句修正

（25条例の一部改正）

- ・山口県営住宅条例（昭和27年山口県条例第31号）
- ・山口県港湾施設管理条例（昭和31年山口県条例第13号）
- ・山口県漁港管理条例（昭和35年山口県条例第47号）
- ・児童福祉施設条例（昭和39年山口県条例第26号）
- ・山口県栽培漁業センター条例（昭和39年山口県条例第44号）
- ・山口県母子・父子福祉施設条例（昭和46年山口県条例第3号）
- ・山口県立都市公園条例（昭和48年山口県条例第3号）
- ・身体障害者社会参加支援施設条例（昭和48年山口県条例第7号）
- ・山口県青少年自然の家条例（昭和49年山口県条例第3号）
- ・山口県立美術館条例（昭和54年山口県条例第2号）
- ・山口県埋蔵文化財センター条例（昭和55年山口県条例第15号）
- ・山口県流域下水道条例（昭和61年山口県条例第1号）
- ・山口県セミナーパーク条例（平成7年山口県条例第2号）
- ・山口県自然公園施設条例（平成7年山口県条例第4号）
- ・山口県国際総合センター条例（平成8年山口県条例第1号）
- ・山口県民文化ホール条例（平成8年山口県条例第2号）
- ・山口県健康づくりセンター条例（平成9年山口県条例第2号）
- ・山口県芸術村条例（平成10年山口県条例第23号）
- ・山口県民芸術文化ホール条例（平成11年山口県条例第37号）
- ・山口県立自然観察公園条例（平成13年山口県条例第5号）
- ・山口県県民活動支援センター条例（平成14年山口県条例第5号）
- ・山口県しごとセンター条例（平成16年山口県条例第2号）
- ・山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成17年山口県条例第49号）

- ・山口県フラワーランド条例（平成17年山口県条例第50号）
- ・山口県防災センター条例（平成20年山口県条例第30号）

3 施行期日

令和5年4月1日

※個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行日と同日

- 二十三 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成十七年山口県条例第四十九号） 第十一条
- 二十四 山口県フラワーランド条例（平成十七年山口県条例第五十号） 第十三条
- 二十五 山口県防災センター条例（平成二十年山口県条例第三十号） 第十二条

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

- 八 身体障害者社会参加支援施設条例（昭和四十八年山口県条例第七号）第十一条
- 九 山口県青少年自然の家条例（昭和四十九年山口県条例第三号）第十一条
- 十 山口県立美術館条例（昭和五十四年山口県条例第二号）第十六条
- 十一 山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号）第十一条
- 十二 山口県流域下水道条例（昭和六十一年山口県条例第一号）第七条
- 十三 山口県セミナーパーク条例（平成七年山口県条例第二号）第十一条
- 十四 山口県自然公園施設条例（平成七年山口県条例第四号）第十条
- 十五 山口県国際総合センター条例（平成八年山口県条例第一号）第十一条
- 十六 山口県民文化ホール条例（平成八年山口県条例第二号）第十二条
- 十七 山口県健康づくりセンター条例（平成九年山口県条例第二号）第十二条
- 十八 山口県芸術村条例（平成十年山口県条例第二十三号）第十二条
- 十九 山口県民芸術文化ホール条例（平成十一年山口県条例第三十七号）第十二条
- 二十 山口県立自然観察公園条例（平成十三年山口県条例第五号）第十一条
- 二十一 山口県民活動支援センター条例（平成十四年山口県条例第五号）第十条
- 二十二 山口県しごとセンター条例（平成十六年山口県条例第二号）第十条

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

令和四年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

次に掲げる条例の規定中「山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改める。

- 一 山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の四
- 二 山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号)第十七条
- 三 山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号)第十七条
- 四 児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号)第七条
- 五 山口県栽培漁業センター条例(昭和三十九年山口県条例第四十四号)第六条
- 六 山口県母子・父子福祉施設条例(昭和四十六年山口県条例第三号)第十条
- 七 山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)第十六条

議案第3号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和4年（2022年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 5 3 1 号

令和 4 年(2022年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 4 年 1 1 月 2 1 日付け令 4 財 政 第 1 1 0 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 (2022年) 11月 21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 4 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和4年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全給料表について、引上げ改定を行う。

(2) 勤勉手当の改定

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現行の支給割合	改正後の支給割合
6月期	0.95 月分	1.00 月分
12月期	0.95	1.00
合計	1.90	2.00

(3) 昇給制度の見直し

原則55歳を超える職員の昇給について、特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとする。

3 施行期日

規則で定める日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、2の(3)については、令和5年4月1日から施行する。

を「216,300」に「244,400」を「244,700」に「257,900」を「258,100」に「283,100」を「283,400」
に「324,000」を「324,300」に「366,400」を「366,700」に改め、同条例別表第五のハの表再
任用職員の欄の改正規定中「236,000」を「236,200」に「256,300」を「256,600」に「263,600」
を「263,900」に「273,800」を「274,100」に「290,200」を「290,500」に「327,400」を「327,800」
に「372,000」を「372,400」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、一般職の職員の給与に関する条例別表第一再任用職員の欄の改正規定中

「188,400」を「188,600」に、「216,000」を「216,200」に、「256,100」を「256,400」に、「275,600」を「275,900」に、「290,800」を「291,100」に、「316,300」を「316,600」に、「358,100」を「358,500」に、「391,300」を「391,800」に、「442,600」を「443,100」に改め、同条例別表第二再任用職員の欄の改正規定中「242,400」を「242,700」に、「254,100」を「254,400」に、「258,300」を「258,500」に、「289,700」を「290,000」に、「306,200」を「306,600」に、「320,400」を「320,700」に、「344,100」を「344,400」に、「379,300」を「379,700」に、「411,000」を「411,500」に改め、同条例別表第三再任用職員の欄の改正規定中「221,100」を「221,400」に、「251,200」を「251,500」に、「280,700」を「281,000」に、「321,600」を「321,900」に、「350,500」を「350,900」に、「397,200」を「397,600」に改め、同条例別表第四再任用職員の欄の改正規定中「218,300」を「218,500」に、「259,700」を「259,900」に、「284,500」を「284,900」に、「327,100」を「327,500」に、「385,800」を「386,200」に改め、同条例別表第五のイの表再任用職員の欄の改正規定中「297,300」を「297,600」に、「339,900」を「340,200」に、「394,500」を「394,900」に、「467,700」を「468,200」に改め、同条例別表第五のロの表再任用職員の欄の改正規定中「189,400」を「189,600」に、「216,100」

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第四項の規定 公布の日

二 第一条中一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第五条第八項の改正規定 令和五年四月一日

2 第一条の規定（前項第二号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて令和四年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

第六条第二項中「千分の千六百二十五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	378,000
2	424,000
3	474,000
4	535,000
5	611,000
6	713,000
7	834,000

第八条第二項及び第三項中「千分の千六百二十五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額 円
1	400,000
2	458,000
3	518,000
4	599,000
5	696,000
6	794,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額 円
1	334,000
2	369,000
3	396,000

150	306,200	338,100					
151	306,500	338,500					
152	306,800	338,900					
153	307,200	339,200					
154	307,400						
155	307,600						
156	307,900						
157	308,200						
158	308,500						
159	308,800						
160	309,100						
161	309,500						
162	309,800						
163	310,100						
164	310,400						
165	310,800						
166	311,100						
167	311,400						
168	311,700						
169	312,100						
再任用職員	236,200	256,600	263,900	274,100	290,500	327,800	372,400

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

98	286,600	318,800	352,200	370,000
99	287,200	319,400	352,700	370,500
100	288,100	320,100	353,100	371,000
101	288,900	320,500	353,600	371,600
102	289,700	321,100	354,000	372,100
103	290,500	321,700	354,500	372,600
104	291,300	322,300	354,900	373,000
105	292,000	322,700	355,200	373,600
106	292,500	323,200	355,700	374,100
107	293,000	323,700	356,100	374,600
108	293,500	324,200	356,400	375,100
109	293,700	324,600	356,900	375,700
110	294,000	325,000	357,400	376,100
111	294,200	325,300	357,900	376,600
112	294,600	325,600	358,400	377,100
113	294,900	326,000	358,900	377,700
114	295,100	326,400	359,400	
115	295,500	326,900	359,900	
116	295,800	327,200	360,300	
117	296,100	327,400	360,700	
118	296,400	327,700	361,100	
119	296,700	328,100	361,600	
120	297,100	328,300	362,100	
121	297,400	328,500	362,500	
122	297,800	328,800	363,000	
123	298,100	329,100	363,500	
124	298,500	329,400	364,000	
125	298,700	329,600	364,300	
126	298,900	329,900		
127	299,200	330,300		
128	299,600	330,500		
129	299,800	330,700		
130	300,100	330,900		
131	300,500	331,300		
132	300,900	331,500		
133	301,100	331,800		
134	301,400	332,200		
135	301,800	332,600		
136	302,100	333,000		
137	302,300	333,300		
138	302,600	333,700		
139	303,000	334,100		
140	303,300	334,500		
141	303,500	334,800		
142	303,900	335,200		
143	304,300	335,500		
144	304,600	335,900		
145	304,800	336,200		
146	305,000	336,600		
147	305,300	337,000		
148	305,800	337,400		
149	306,000	337,700		

46	238,800	259,600	296,200	322,200	359,300	414,700	454,500
47	240,100	260,500	297,700	323,600	360,800	415,800	455,300
48	241,400	261,300	299,200	325,100	362,100	417,000	456,100
49	242,400	262,100	300,300	326,200	363,500	418,300	456,800
50	243,500	263,000	301,600	327,700	364,900	419,400	457,500
51	244,500	264,000	302,800	329,000	366,200	420,600	458,200
52	245,500	265,000	304,200	330,300	367,600	421,700	459,000
53	246,200	266,100	305,700	331,700	369,200	422,900	459,800
54	247,200	267,300	307,000	333,100	370,400	423,900	460,600
55	248,100	268,600	308,400	334,500	371,500	425,000	461,300
56	249,000	269,900	309,800	335,800	372,700	426,100	462,000
57	249,700	271,300	310,600	336,700	373,800	427,200	462,800
58	250,700	272,800	311,800	338,000	374,700	427,700	
59	251,300	274,200	313,000	339,200	375,700	428,300	
60	252,100	275,600	314,400	340,500	376,700	428,700	
61	252,900	276,900	315,500	341,600	377,300	429,300	
62	253,700	278,200	316,800	342,500	378,100	429,800	
63	254,500	279,600	318,100	343,700	378,900	430,200	
64	255,300	280,700	319,300	345,000	379,700	430,700	
65	256,000	281,800	320,600	346,100	380,400	431,300	
66	256,700	283,100	321,900	347,300	381,100	431,700	
67	257,500	284,500	323,200	348,600	381,900	432,100	
68	258,200	285,800	324,500	349,700	382,600	432,400	
69	259,000	286,900	325,200	350,700	383,200	432,800	
70	259,800	288,400	326,300	351,700	383,800		
71	260,700	289,900	327,500	352,800	384,500		
72	261,700	291,300	328,400	353,900	385,100		
73	263,000	292,300	329,700	354,700	385,800		
74	264,400	293,700	330,400	355,800	386,300		
75	265,500	294,900	331,500	356,900	386,900		
76	266,600	296,200	332,700	358,000	387,400		
77	267,500	297,600	333,800	358,700	387,800		
78	268,500	298,900	335,000	359,500	388,400		
79	269,700	300,100	336,100	360,300	388,900		
80	270,700	301,400	337,300	361,000	389,200		
81	271,600	301,900	338,400	361,600	389,500		
82	272,500	303,100	339,500	362,100	390,100		
83	273,500	304,200	340,500	362,700	390,500		
84	274,400	305,500	341,600	363,200	390,800		
85	275,200	306,600	342,500	363,800	391,100		
86	276,000	307,800	343,500	364,300	391,600		
87	276,900	309,000	344,400	364,900	392,100		
88	277,800	310,100	345,400	365,400	392,500		
89	278,600	311,400	346,400	365,800	392,800		
90	279,500	312,600	347,200	366,200	393,200		
91	280,300	313,800	348,100	366,800	393,700		
92	281,300	315,000	348,900	367,300	394,100		
93	282,200	315,800	349,500	367,600	394,500		
94	283,200	316,500	350,100	368,100			
95	284,100	317,200	350,800	368,500			
96	285,200	317,800	351,400	368,900			
97	285,800	318,500	351,800	369,500			

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	170,700	197,900	244,800	267,000	289,800	331,700	375,900
	2	172,100	199,800	246,600	267,900	291,400	333,800	378,500
	3	173,600	201,900	248,400	268,800	293,000	335,800	381,200
	4	175,000	203,800	250,200	269,700	294,800	338,000	383,800
	5	176,400	205,900	251,600	270,200	296,400	340,000	386,000
	6	177,900	207,900	252,900	271,200	298,200	342,100	388,400
	7	179,500	210,100	254,000	271,900	299,900	344,200	390,800
	8	181,000	212,200	255,300	272,800	301,600	346,300	393,100
	9	182,200	214,200	256,100	273,900	303,300	347,900	395,100
	10	183,900	215,600	257,000	274,500	304,900	349,900	397,200
	11	185,500	217,000	257,900	275,500	306,300	351,800	399,400
	12	187,000	218,200	258,700	276,500	307,600	353,800	401,700
	13	188,400	219,600	259,800	277,500	309,100	355,700	403,600
	14	190,400	221,000	260,800	278,500	310,700	357,800	405,600
	15	192,400	222,600	261,600	279,500	312,500	359,900	407,800
	16	194,400	223,800	262,500	280,600	314,300	361,900	410,000
	17	196,400	225,200	263,000	281,900	316,000	363,900	412,100
	18	198,400	226,700	264,000	283,100	317,600	365,900	414,300
	19	200,500	228,200	264,800	284,100	319,300	368,000	416,500
	20	202,500	229,700	265,600	285,400	321,000	370,200	418,600
	21	204,500	230,800	266,500	286,900	322,400	371,900	420,500
	22	206,400	232,500	267,200	288,500	323,900	374,000	422,400
	23	208,500	234,200	268,100	289,800	325,400	376,100	424,200
	24	210,600	235,800	268,900	291,100	327,000	378,100	426,100
	25	212,200	237,100	269,900	292,200	328,400	380,100	427,800
	26	213,500	238,800	270,700	293,800	329,800	381,700	429,400
	27	214,700	240,500	271,600	295,500	331,300	383,600	431,100
	28	216,000	242,300	272,600	297,000	332,900	385,500	432,800
	29	217,200	243,900	273,800	298,000	334,000	387,300	434,100
	30	218,300	245,300	275,000	299,400	335,500	389,000	435,400
	31	219,600	246,600	276,500	300,800	336,900	391,000	437,000
	32	220,700	247,700	277,800	302,300	338,400	392,800	438,500
	33	222,100	248,700	279,300	303,700	340,000	394,500	440,200
	34	223,400	249,800	280,700	305,200	341,500	396,200	441,800
	35	224,700	250,700	281,900	306,900	343,100	398,000	443,200
	36	226,000	251,700	283,100	308,500	344,600	399,700	444,600
	37	227,100	252,400	284,700	309,800	346,300	401,300	445,700
	38	228,500	253,400	285,900	311,200	348,000	403,000	447,000
	39	229,800	254,300	287,300	312,600	349,500	404,800	448,300
	40	231,200	255,300	288,500	314,200	351,100	406,600	449,700
	41	232,100	255,700	289,500	315,700	352,300	408,100	450,700
	42	233,500	256,600	290,800	317,100	353,800	409,600	451,400
	43	234,800	257,400	292,100	318,500	355,300	411,200	452,200
	44	236,200	258,100	293,500	320,000	356,700	412,500	452,800
45	237,400	258,900	294,800	320,800	358,300	413,600	453,800	

91			292,100	328,800	349,700			
92			292,300	329,200	350,000			
93			292,700	329,500	350,400			
94			292,900	329,700	350,700			
95			293,100	330,100	351,000			
96			293,400	330,400	351,300			
97			293,800	330,600	351,600			
98			294,100	330,900	352,000			
99			294,300	331,200	352,400			
100			294,600	331,500	352,800			
101			294,900	331,700	353,300			
102			295,100	332,000	353,700			
103			295,300	332,400	354,100			
104			295,600	332,600	354,500			
105			295,900	332,800	355,000			
106				333,000				
107				333,400				
108				333,600				
109				333,800				
110				334,200				
111				334,600				
112				335,000				
113				335,200				
再任用職員		189,600	216,300	244,700	258,100	283,400	324,300	366,700

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

43	218,300	250,800	284,000	314,700	360,300	400,100	442,400
44	219,500	251,600	285,600	316,400	361,500	400,900	442,800
45	220,600	252,700	287,100	317,300	362,700	401,300	443,200
46	221,800	254,000	288,800	318,700	363,500	401,900	443,600
47	222,800	255,300	290,500	320,200	364,700	402,400	444,000
48	223,800	256,500	292,100	321,800	365,800	402,800	444,300
49	224,700	258,000	293,300	323,200	366,800	403,200	444,600
50	225,600	259,400	294,900	324,500	367,800	403,500	445,000
51	226,500	260,600	296,200	325,700	368,900	403,800	445,300
52	227,400	261,800	297,800	327,100	369,900	404,100	445,600
53	227,700	262,800	299,100	328,200	370,700	404,400	445,900
54	228,500	264,200	300,600	329,200	371,500	404,700	
55	229,100	265,500	302,000	330,300	372,400	405,000	
56	229,900	266,600	303,500	331,300	373,300	405,300	
57	230,600	267,400	304,500	331,800	373,800	405,600	
58	231,300	268,600	305,800	332,700	374,600	405,900	
59	231,900	269,800	307,000	333,500	375,400	406,200	
60	232,500	270,900	308,400	334,400	376,200	406,600	
61	233,200	271,800	309,700	335,200	376,600	406,800	
62	233,800	272,900	310,900	335,500	377,300	407,100	
63	234,400	274,000	312,200	336,100	378,000	407,400	
64	235,100	275,100	313,400	336,800	378,700	407,700	
65	235,700	275,900	314,800	337,400	379,100	407,900	
66	236,400	277,000	315,600	338,100	379,700		
67	237,100	277,900	316,400	338,800	380,400		
68	237,800	279,000	317,200	339,500	381,000		
69	238,400	280,000	317,800	340,200	381,400		
70	239,000	281,000	318,500	340,700	381,900		
71	239,600	282,100	319,200	341,300	382,400		
72	240,100	283,200	319,800	341,900	382,900		
73	240,700	283,800	320,500	342,200	383,500		
74	241,400	284,600	320,700	342,800	384,000		
75	242,100	285,100	321,300	343,300	384,600		
76	242,700	285,900	321,900	343,900	385,200		
77	243,100	286,700	322,500	344,400	385,700		
78	243,600	287,300	323,000	344,900	386,200		
79	244,100	287,900	323,500	345,400	386,700		
80	244,400	288,500	324,000	345,800	387,200		
81	244,700	289,200	324,600	346,100	387,500		
82	245,000	289,700	325,100	346,400	388,000		
83	245,300	290,100	325,500	346,800	388,400		
84	245,600	290,500	326,000	347,100	388,800		
85	245,900	290,700	326,600	347,700	389,200		
86		290,900	327,000	348,000			
87		291,100	327,200	348,300			
88		291,300	327,600	348,600			
89		291,700	328,000	349,000			
90		291,900	328,400	349,300			

ロ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,800	192,400	227,900	253,600	283,400	328,600	372,900
	2	157,200	194,000	229,500	254,700	285,400	330,600	375,600
	3	158,700	195,600	231,100	255,900	287,500	332,800	378,200
	4	160,100	197,200	232,700	257,200	289,500	335,000	380,900
	5	161,300	198,700	234,100	258,400	291,600	336,800	383,300
	6	163,100	200,300	235,700	259,600	293,700	339,000	386,000
	7	164,800	201,900	237,200	260,700	295,600	341,000	388,600
	8	166,400	203,400	238,800	261,700	297,600	343,200	391,400
	9	168,000	205,000	239,700	263,000	299,400	345,000	393,500
	10	169,700	206,700	241,100	263,800	301,300	347,100	395,800
	11	171,300	208,300	242,600	264,700	302,900	349,300	398,000
	12	173,100	210,000	243,700	265,500	304,500	351,400	400,200
	13	174,500	211,400	245,200	266,600	306,600	352,900	402,300
	14	176,300	213,000	246,500	267,700	308,500	354,900	404,300
	15	178,200	214,600	247,700	268,900	310,600	356,800	406,300
	16	180,100	216,200	249,000	270,000	312,600	358,800	408,400
	17	182,000	217,600	249,800	271,500	314,600	360,600	410,200
	18	183,500	219,200	251,000	273,200	316,600	362,600	412,300
	19	185,300	220,900	252,100	274,900	318,700	364,600	414,200
	20	187,100	222,700	253,200	276,600	320,800	366,600	416,300
	21	188,600	224,000	254,600	278,300	322,600	368,400	418,100
	22	190,100	225,500	255,400	280,000	324,600	370,500	419,700
	23	191,600	226,900	256,300	281,700	326,400	372,600	421,300
	24	193,100	228,400	257,200	283,300	328,500	374,700	422,800
	25	194,700	229,600	258,200	285,100	330,200	376,100	424,300
	26	196,000	231,000	259,300	286,800	332,100	377,900	425,600
	27	197,500	232,300	260,400	288,600	334,100	379,700	426,900
	28	198,900	233,500	261,600	290,200	336,100	381,400	428,200
	29	200,500	234,700	263,000	291,600	337,400	383,200	429,500
	30	201,700	236,000	264,700	293,200	339,200	384,700	430,700
	31	203,000	237,500	266,300	294,800	340,900	386,300	432,000
	32	204,300	238,800	267,800	296,500	342,700	388,000	433,100
	33	205,700	239,800	269,100	298,200	344,400	389,300	434,300
	34	207,100	241,100	270,800	299,900	346,200	390,700	435,500
	35	208,400	242,000	272,400	301,700	348,200	392,000	436,700
	36	209,800	243,300	274,000	303,500	350,000	393,200	437,900
	37	210,900	244,600	275,400	304,800	351,800	394,300	439,200
	38	212,200	245,700	276,900	306,600	353,500	395,500	440,000
	39	213,500	246,800	278,500	308,100	355,100	396,600	440,400
	40	214,800	247,900	279,900	309,700	356,800	397,700	441,100
	41	215,900	249,000	281,100	311,400	358,000	398,500	441,600
42	217,100	249,900	282,500	313,100	359,100	399,300	442,000	

54	388,100	461,000	512,600	564,600
55	388,800	462,200	513,900	565,500
56	389,800	463,400	515,200	566,400
57	390,500	464,600	516,300	567,300
58	391,400	465,600	517,100	568,200
59	392,200	466,600	517,900	569,100
60	393,000	467,600	518,700	569,800
61	393,500	468,400	519,600	570,700
62	394,000	469,100	520,400	571,600
63	394,400	469,800	521,300	572,500
64	394,900	470,500	522,100	573,400
65	395,200	471,200	523,000	574,300
66		471,900	523,900	
67		472,600	524,600	
68		473,200	525,500	
69		473,500	526,400	
70		474,300	527,200	
71		475,000	528,100	
72		475,700	529,000	
73		476,100	529,800	
74		476,700	530,700	
75		477,400	531,600	
76		478,100	532,300	
77		478,500	533,100	
78		479,100	534,000	
79		479,700	534,900	
80		480,200	535,800	
81		480,800	536,600	
82		481,300	537,600	
83		481,800	538,500	
84		482,300	539,400	
85		482,700	540,200	
86		483,300	541,100	
87		483,700	542,000	
88		484,200	542,900	
89		484,700	543,700	
90		485,300		
91		485,900		
92		486,300		
93		486,800		
94		487,400		
95		488,000		
96		488,600		
97		489,100		
再任用職員	297,600	340,200	394,900	468,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第四条関係)

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の等級給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円
	1	254,800	340,000	402,300	474,000
	2	257,300	343,000	405,200	476,300
	3	259,800	345,800	407,800	478,500
	4	262,300	348,800	410,500	480,800
	5	264,600	351,500	413,000	483,000
	6	268,400	354,500	415,300	485,200
	7	272,200	357,600	417,400	487,400
	8	276,000	360,400	419,300	489,600
	9	279,600	362,800	421,500	491,600
	10	283,600	365,400	424,200	493,700
	11	287,700	368,100	426,800	495,900
	12	291,700	371,000	429,500	498,000
	13	295,400	373,900	432,000	500,100
	14	299,400	377,400	434,500	502,200
	15	303,300	380,400	436,900	504,300
	16	307,200	384,000	439,400	506,400
	17	310,800	387,400	441,400	508,500
	18	314,300	390,200	443,800	510,500
	19	317,800	392,700	446,100	512,500
	20	321,300	395,300	448,500	514,500
	21	324,900	398,000	450,000	516,400
	22	328,700	400,200	452,400	518,200
	23	332,100	402,100	454,800	520,100
	24	335,400	403,700	457,100	522,000
	25	338,900	405,700	459,100	523,700
	26	341,400	408,000	461,400	525,500
	27	344,000	410,200	463,600	527,300
	28	346,300	412,600	465,900	529,100
	29	348,800	414,900	468,000	530,700
	30	350,600	417,000	470,300	532,500
	31	352,400	419,000	472,600	534,300
	32	354,400	421,100	474,900	536,100
	33	356,600	423,000	476,900	537,800
	34	358,900	424,800	479,000	539,600
	35	361,000	426,600	481,100	541,300
	36	363,300	428,600	483,200	543,100
	37	365,400	430,500	485,300	544,700
	38	367,800	432,600	487,100	546,300
	39	370,100	434,500	488,900	547,700
	40	372,100	436,500	490,700	549,300
	41	374,300	438,300	492,400	550,800
	42	375,300	440,100	494,200	552,200
	43	376,100	441,800	496,100	553,600
	44	376,800	443,600	497,900	554,900
	45	378,000	445,400	499,500	556,100
	46	379,400	447,200	501,200	557,100
	47	380,900	449,000	503,000	558,100
	48	382,400	450,700	504,800	559,200
	49	383,500	452,500	506,400	560,200
	50	384,500	454,300	507,700	561,100
	51	385,500	456,100	509,000	562,000
	52	386,300	457,900	510,300	562,900
53	387,200	459,800	511,300	563,700	

97	289,500	335,700			
98	290,400	336,200			
99	291,100	336,700			
100	292,000	337,200			
101	292,900	337,700			
102	293,600	338,200			
103	294,300	338,700			
104	295,000	339,200			
105	295,700	339,700			
106	296,200	340,100			
107	296,700	340,600			
108	297,200	341,000			
109	297,400	341,500			
110	297,800	341,900			
111	298,100	342,400			
112	298,400	342,800			
113	298,700	343,300			
114	299,000	343,700			
115	299,300	344,200			
116	299,600	344,600			
117	299,900	345,100			
118	300,300	345,500			
119	300,600	345,900			
120	301,000	346,300			
121	301,300	346,700			
再任用職員	218,500	259,900	284,900	327,500	386,200

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

47	232,600	293,500	367,500	414,200	504,100
48	234,400	294,600	368,700	415,800	505,600
49	236,000	295,800	369,800	417,100	507,300
50	237,800	297,000	371,100	418,500	508,700
51	239,500	298,000	372,400	420,000	510,100
52	241,100	298,900	373,700	421,400	511,600
53	242,500	300,000	374,400	422,800	512,700
54	244,200	301,000	375,400	424,200	513,900
55	245,800	302,200	376,300	425,600	515,100
56	247,300	303,100	377,300	427,000	516,400
57	248,500	303,600	378,100	428,100	517,300
58	249,700	304,400	378,900	429,400	518,300
59	250,600	305,500	379,600	430,800	519,300
60	251,500	306,400	380,300	432,200	520,300
61	252,500	307,300	380,900	433,000	521,400
62	253,400	308,400	381,600	433,900	522,300
63	254,300	309,500	382,500	434,900	523,000
64	255,200	310,600	383,400	435,800	523,700
65	256,100	311,400	384,000	436,700	524,500
66	257,000	312,500	384,800	437,500	525,300
67	257,800	313,400	385,600	438,100	526,100
68	258,400	314,400	386,400	438,900	526,900
69	259,200	315,400	387,000	439,300	527,600
70	260,500	316,400	387,700	439,900	528,400
71	261,800	317,500	388,400	440,400	529,200
72	263,000	318,600	389,100	440,900	530,000
73	264,400	319,100	389,900	441,400	530,700
74	265,800	320,100	390,500		
75	267,000	321,200	391,100		
76	268,000	322,300	391,800		
77	269,000	323,400	392,500		
78	270,100	324,400	393,100		
79	271,300	325,300	393,700		
80	272,200	326,200	394,300		
81	273,400	327,400	394,900		
82	274,600	328,200	395,500		
83	275,800	328,900	396,100		
84	276,800	329,700	396,700		
85	277,900	330,200	397,200		
86	278,900	330,700	397,700		
87	280,000	331,200	398,200		
88	281,000	331,700	398,900		
89	281,800	332,000	399,300		
90	283,000	332,500			
91	284,000	333,000			
92	285,300	333,500			
93	286,200	333,800			
94	287,200	334,200			
95	288,200	334,700			
96	289,200	335,200			

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	151,100	199,700	286,100	335,100	390,700
	2	152,200	202,400	288,500	337,300	393,600
	3	153,400	204,800	290,800	339,300	396,200
	4	154,500	207,300	293,100	341,200	399,000
	5	155,600	209,800	295,400	342,900	401,100
	6	156,900	212,100	297,300	344,600	403,800
	7	158,300	214,400	299,300	346,200	406,500
	8	159,600	216,600	301,000	347,500	409,200
	9	160,600	218,700	302,800	349,300	411,800
	10	162,300	221,000	305,200	351,300	414,400
	11	163,900	223,600	307,600	353,400	417,100
	12	165,500	225,900	310,100	355,300	419,900
	13	166,900	227,900	312,200	357,300	422,500
	14	168,800	230,300	314,600	359,200	425,200
	15	170,700	232,800	317,000	361,000	428,000
	16	172,700	235,200	319,700	362,900	430,700
	17	174,300	237,400	322,100	364,600	433,300
	18	176,400	240,200	324,300	366,500	435,900
	19	178,500	243,200	326,300	368,200	438,400
	20	180,600	246,100	328,400	370,300	441,000
	21	182,700	248,600	330,500	371,800	443,500
	22	184,900	251,300	332,100	373,800	446,100
	23	187,100	253,800	333,500	375,500	448,700
	24	189,300	256,500	334,900	377,400	451,200
	25	191,300	259,000	336,800	378,800	453,500
	26	193,500	261,400	338,700	380,500	455,800
	27	195,600	263,800	340,500	382,400	458,300
	28	197,700	265,900	342,300	384,300	460,800
	29	199,800	268,400	344,200	386,000	463,300
	30	201,400	270,500	345,900	387,900	465,800
	31	203,200	272,400	347,400	389,900	468,300
	32	204,900	274,400	349,200	391,800	470,800
	33	206,700	276,100	350,400	393,400	473,100
	34	208,600	278,100	351,800	395,200	475,600
	35	210,500	280,100	353,100	396,800	478,000
	36	212,400	281,900	354,600	398,600	480,500
	37	213,900	283,800	355,800	399,800	482,900
	38	215,800	285,000	357,200	401,300	485,400
	39	217,700	286,200	358,400	402,700	487,800
	40	219,600	287,400	359,800	404,100	490,300
	41	221,500	288,600	360,500	405,500	492,600
	42	223,400	289,300	361,600	406,800	494,800
	43	225,300	289,900	362,800	408,300	497,100
	44	227,200	290,600	363,900	409,900	499,300
	45	228,900	291,300	365,000	411,400	501,000
46	230,800	292,400	366,200	412,600	502,500	

58	261,800	310,500	363,700	417,500	447,400	
59	262,100	311,500	364,800	418,100	448,100	
60	262,400	312,400	366,100	418,500	448,800	
61	262,700	313,000	367,200	418,800	449,200	
62	263,000	313,600	367,800	419,400	449,500	
63	263,400	314,200	368,300	420,000	449,800	
64	263,700	314,800	369,000	420,600	450,100	
65	264,000	315,100	369,400	421,200	450,300	
66	264,300	315,800	369,900	421,800	450,600	
67	264,500	316,300	370,400	422,300	450,900	
68	264,800	316,900	370,900	422,900	451,200	
69	265,100	317,600	371,100	423,500	451,400	
70			371,400	424,000	451,700	
71			371,800	424,600	452,000	
72			372,100	425,200	452,200	
73			372,600	425,700	452,400	
74			372,800	426,300		
75			373,300	426,800		
76			373,700	427,400		
77			374,000	427,900		
78			374,500	428,500		
79			375,000	429,200		
80			375,500	429,800		
81			376,000	430,100		
82			376,400	430,700		
83			376,900	431,400		
84			377,400	432,100		
85			377,800	432,500		
86			378,300	433,000		
87			378,700	433,700		
88			379,200	434,400		
89			379,700	434,600		
90			380,200			
91			380,700			
92			381,200			
93			381,500			
94			381,900			
95			382,400			
96			382,800			
97			383,300			
98			383,600			
99			384,100			
100			384,500			
101			385,100			
再任用職員	221,400	251,500	281,000	321,900	350,900	397,600

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 海事職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	180,800	233,400	277,500	325,800	360,600	418,400
	2	183,100	235,600	279,300	327,900	362,800	420,900
	3	185,600	237,600	281,100	329,900	364,900	423,500
	4	187,900	239,700	282,900	331,900	367,300	426,000
	5	190,300	241,700	284,200	334,100	369,300	428,200
	6	192,800	243,800	286,200	335,600	372,300	430,600
	7	195,200	245,900	288,000	337,200	375,300	433,100
	8	197,800	248,000	289,800	338,600	378,100	435,500
	9	200,200	250,200	290,900	339,800	380,700	437,200
	10	202,600	252,100	293,300	341,700	383,400	439,300
	11	205,000	254,000	295,500	343,700	385,900	441,500
	12	207,500	255,800	297,600	345,900	388,100	443,700
	13	209,800	257,400	299,800	347,800	390,900	445,400
	14	212,300	259,300	302,300	350,000	393,600	447,600
	15	214,900	261,100	304,500	352,100	396,400	449,700
	16	217,400	263,000	306,900	354,400	399,100	451,900
	17	219,700	264,700	309,100	356,700	401,900	454,100
	18	222,200	266,600	311,300	359,100	403,900	456,400
	19	224,800	268,500	313,400	361,300	405,900	458,700
	20	227,400	270,400	315,300	363,600	407,900	460,900
	21	229,600	271,900	317,300	365,800	409,400	463,100
	22	231,200	273,500	318,200	367,800	411,400	464,900
	23	232,800	275,000	319,200	369,500	413,200	466,600
	24	234,400	276,400	320,200	371,000	415,200	468,300
	25	235,900	277,700	321,200	373,100	416,700	469,700
	26	237,300	279,300	322,400	375,500	418,200	471,000
	27	238,800	280,700	323,500	377,900	419,900	472,200
	28	240,000	282,100	324,900	380,200	421,600	473,300
	29	241,600	283,300	326,100	382,200	422,600	474,500
	30	242,400	284,600	327,600	384,300	424,200	475,500
	31	243,500	286,000	329,100	386,500	425,700	476,500
	32	244,600	287,100	330,700	388,600	427,300	477,700
	33	245,800	287,800	332,200	390,400	428,800	478,000
	34	246,700	289,200	333,500	392,000	430,100	479,000
	35	247,500	290,200	334,600	393,600	431,400	480,100
	36	248,400	291,300	336,100	395,400	432,700	481,200
	37	249,100	292,200	337,500	396,900	433,900	482,100
	38	249,800	293,100	338,800	398,300	434,900	483,000
	39	250,600	293,900	340,200	399,800	435,900	483,900
	40	251,500	294,700	341,400	401,300	436,900	484,800
	41	252,400	295,500	342,300	401,800	437,300	485,600
	42	253,300	296,100	343,400	403,100	437,900	486,300
	43	254,100	296,700	344,600	404,300	438,600	487,000
	44	255,000	297,200	345,900	405,700	439,300	487,700
	45	255,700	298,000	347,300	407,100	439,900	488,200
	46	256,600	299,100	348,800	408,500	440,200	488,800
	47	257,400	300,000	350,200	409,900	440,800	489,400
	48	258,100	301,100	351,600	411,300	441,300	490,000
	49	258,500	302,500	352,400	412,600	441,600	490,300
	50	259,000	303,400	353,800	413,500	442,300	490,900
	51	259,500	304,300	355,100	414,400	443,000	491,600
	52	259,800	305,100	356,500	415,300	443,700	492,100
	53	260,000	306,000	357,800	415,500	444,300	492,600
	54	260,300	306,800	359,200	415,900	445,000	493,300
	55	260,600	307,800	360,500	416,400	445,700	493,600
	56	261,200	308,500	361,900	416,900	446,300	494,200
	57	261,500	309,600	362,500	417,300	446,700	494,700

113	319,100	347,500	370,100	394,700					
114	319,800	348,500	370,500	395,200					
115	320,500	349,500	371,100	395,700					
116	321,200	350,500	371,600	396,200					
117	321,800	351,500	372,000	396,500					
118	322,600	352,000	372,500	397,000					
119	323,300	352,600	373,100	397,500					
120	324,100	353,200	373,600	398,000					
121	324,700	353,500	373,800	398,400					
122	325,000	353,900	374,300	398,900					
123	325,500	354,400	374,800	399,300					
124	326,000	354,800	375,200	399,800					
125	326,300	355,200	375,700	400,200					
126		355,600	376,200						
127		356,100	376,700						
128		356,500	377,200						
129		356,900	377,500						
130		357,300	378,000						
131		357,700	378,500						
132		358,100	379,000						
133		358,300	379,300						
134		358,800	379,800						
135		359,200	380,200						
136		359,500	380,600						
137		359,800	380,900						
138		360,200	381,400						
139		360,700	381,900						
140		361,200	382,400						
141		361,500	382,700						
142		362,000							
143		362,500							
144		363,000							
145		363,300							
再任用職員	242,700	254,400	258,500	290,000	306,600	320,700	344,400	379,700	411,500

備考 この表は、警察官に適用する。

54	260,900	272,700	292,000	337,600	395,900	412,800	434,000	455,100
55	261,700	273,700	293,600	339,200	397,000	413,500	434,300	455,400
56	262,800	274,600	295,100	341,000	398,200	414,100	434,600	455,600
57	263,800	275,600	296,500	341,900	399,500	414,800	434,900	456,000
58	264,600	277,100	298,100	343,600	400,300	415,200	435,200	456,200
59	265,400	278,300	299,800	345,200	401,100	415,800	435,500	456,400
60	266,200	279,700	301,400	346,800	401,800	416,400	435,800	456,600
61	267,000	281,200	302,800	348,500	402,300	416,800	436,100	457,000
62	267,600	282,800	304,400	350,200	403,000	417,400	436,400	
63	268,400	284,100	306,100	351,900	403,700	417,900	436,700	
64	269,000	285,700	307,600	353,600	404,400	418,400	437,000	
65	270,100	287,000	308,900	355,200	404,700	418,900	437,300	
66	271,300	288,200	310,600	356,800	405,400	419,500	437,600	
67	272,300	289,600	312,000	358,400	406,100	419,900	437,900	
68	273,200	290,800	313,700	360,000	406,700	420,400	438,200	
69	274,300	292,300	315,100	361,200	407,100	420,800	438,400	
70	275,700	293,700	316,500	362,600	407,600	421,100	438,700	
71	276,900	295,200	317,800	363,900	408,200	421,400	439,000	
72	278,200	296,500	319,300	365,300	408,700	421,700	439,300	
73	279,200	297,700	320,000	366,500	409,200	422,000	439,500	
74	280,400	299,000	321,600	367,700	409,600	422,300	439,800	
75	281,700	300,300	323,100	369,100	410,100	422,600	440,100	
76	282,700	301,600	324,800	370,400	410,600	422,900	440,400	
77	283,800	302,500	326,700	371,700	411,200	423,100	440,600	
78	285,100	304,000	328,400	372,900	411,700	423,400	440,900	
79	286,200	305,200	330,000	374,100	412,300	423,700	441,200	
80	286,900	306,800	331,600	375,300	412,800	424,000	441,500	
81	288,000	308,100	333,300	376,500	413,200	424,200	441,700	
82	289,100	309,500	335,000	377,700	413,800	424,500	442,000	
83	290,200	310,600	336,600	378,800	414,300	424,800	442,300	
84	291,300	312,000	338,300	380,000	414,500	425,000	442,600	
85	292,400	312,900	339,700	381,100	414,800	425,200	442,800	
86	293,600	314,400	341,200	381,700	415,300	425,500		
87	294,500	315,700	342,700	382,200	415,600	425,800		
88	295,700	317,200	344,200	382,800	415,900	426,000		
89	296,700	318,700	345,500	383,400	416,200	426,200		
90	297,900	320,200	346,700	384,000	416,600	426,500		
91	299,000	321,600	348,100	384,600	417,000	426,800		
92	300,200	323,100	349,400	385,200	417,400	427,000		
93	300,700	324,400	350,800	385,500	417,700	427,200		
94	302,000	325,700	352,300	386,000				
95	303,100	327,200	353,800	386,600				
96	304,400	328,500	355,300	387,100				
97	305,600	329,700	356,600	387,500				
98	306,800	331,000	357,800	387,900				
99	308,000	332,300	358,900	388,500				
100	309,200	333,600	360,100	389,000				
101	310,400	335,000	361,200	389,400				
102	311,400	335,900	362,300	390,000				
103	312,500	337,000	363,400	390,600				
104	313,500	338,200	364,600	391,100				
105	314,300	339,300	365,800	391,400				
106	314,900	340,400	366,300	391,800				
107	315,500	341,400	366,900	392,300				
108	316,200	342,500	367,500	392,600				
109	316,700	343,700	368,100	392,900				
110	317,200	344,700	368,700	393,400				
111	317,700	345,700	369,200	393,900				
112	318,300	346,600	369,700	394,400				

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,300	191,100	216,100	256,100	297,700	322,800	349,300	383,700	424,800
	2	177,000	192,800	218,100	257,900	299,500	325,000	351,500	385,900	426,600
	3	178,800	194,600	220,100	259,700	301,300	327,200	353,800	387,800	428,500
	4	180,600	196,400	222,200	261,500	303,300	329,200	356,000	390,000	430,400
	5	182,000	198,200	224,200	263,200	305,000	331,300	358,000	391,700	431,900
	6	183,900	200,400	226,000	265,100	307,000	333,100	360,100	393,700	433,600
	7	185,700	202,600	228,000	266,700	309,000	334,800	362,300	395,500	435,200
	8	187,600	204,800	229,900	268,400	311,100	336,400	364,500	397,300	436,700
再任職以外の職員	9	189,200	206,800	232,000	269,500	312,900	338,100	366,200	399,000	438,300
	10	190,900	209,100	233,800	271,000	315,100	340,400	368,400	401,000	440,000
	11	192,600	211,600	235,600	272,300	317,200	342,600	370,500	403,000	441,600
	12	194,300	213,900	237,400	273,500	319,200	344,900	372,700	405,100	443,200
	13	196,000	215,900	239,200	274,800	321,200	346,900	374,500	406,800	444,300
	14	198,000	217,700	241,100	276,100	323,100	349,100	376,600	408,900	445,900
	15	200,000	219,500	243,100	277,100	324,700	351,300	378,600	411,000	447,700
	16	202,100	221,400	245,000	278,300	326,300	353,400	380,700	413,100	449,500
	17	204,200	223,300	246,500	279,000	328,100	355,400	382,300	414,800	451,100
	18	206,300	225,000	248,300	280,400	330,400	357,400	384,300	416,500	453,000
	19	208,600	226,900	250,100	281,700	332,500	359,400	386,200	418,200	454,800
	20	210,900	228,700	251,900	283,000	334,800	361,500	388,200	419,800	456,500
	21	213,000	230,400	253,500	284,300	336,700	363,200	390,000	421,500	458,100
	22	214,800	232,200	254,800	285,400	338,700	365,200	392,100	423,100	459,800
	23	216,500	234,000	256,000	286,700	340,800	367,000	394,200	424,500	461,400
	24	218,300	235,800	257,300	287,900	342,800	369,200	396,200	426,000	463,200
	25	220,200	237,400	258,500	288,900	344,700	370,900	397,900	427,300	464,700
	26	222,000	239,100	259,700	290,500	346,800	372,900	399,900	428,700	466,100
	27	223,800	240,800	261,000	292,200	348,800	374,900	402,000	430,200	467,600
	28	225,500	242,500	262,100	293,800	350,800	376,900	404,100	431,900	468,900
	29	227,400	243,700	263,000	295,700	352,600	378,700	405,600	433,200	470,100
	30	229,200	245,500	264,100	297,600	354,700	380,800	407,400	434,900	470,800
	31	231,000	247,300	265,300	299,300	356,500	382,900	409,100	436,600	471,500
	32	232,800	249,100	266,300	301,100	358,600	384,900	410,900	438,200	472,200
	33	234,400	250,500	266,800	302,700	360,000	386,800	412,600	439,600	472,700
	34	236,100	252,000	268,000	304,400	362,000	388,900	414,100	441,300	473,500
	35	237,800	253,300	269,000	306,300	363,900	391,100	415,700	443,000	474,300
	36	239,500	254,700	270,000	308,000	366,000	393,000	417,200	444,600	474,900
	37	240,700	255,900	270,800	309,700	367,900	394,700	418,500	446,000	475,200
	38	242,600	257,200	271,700	311,300	370,100	396,200	420,000	446,700	475,800
	39	244,400	258,400	272,700	313,100	372,100	397,500	421,500	447,400	476,300
	40	246,200	259,400	273,500	314,600	374,100	398,900	423,000	448,100	476,800
	41	247,600	260,400	274,500	316,000	376,100	400,100	424,500	448,500	477,300
	42	249,000	261,500	275,600	317,500	378,200	401,200	425,800	449,100	477,700
	43	250,300	262,500	276,600	319,200	380,300	402,200	427,100	449,800	478,100
44	251,500	263,600	277,400	320,900	382,300	403,200	428,300	450,400	478,500	
45	252,600	264,200	278,500	322,600	384,000	404,400	429,300	451,200	478,800	
46	253,700	265,300	279,900	324,500	385,700	405,600	430,000	451,900		
47	254,700	266,200	281,200	326,400	387,300	406,700	430,800	452,400		
48	255,500	267,300	282,600	328,300	389,000	407,900	431,600	453,000		
49	256,200	268,100	284,300	329,700	390,500	409,200	432,200	453,500		
50	257,100	269,100	286,100	331,300	391,500	410,000	432,600	453,800		
51	258,200	270,100	287,600	332,700	392,500	410,900	433,000	454,100		
52	259,200	271,000	289,000	334,400	393,500	411,600	433,300	454,500		
53	259,700	272,000	290,400	335,900	394,800	412,100	433,600	454,900		

98		297,500	345,700						
99		297,900	346,200						
100		298,300	346,500						
101		298,500	346,800						
102		298,800	347,200						
103		299,200	347,600						
104		299,500	348,000						
105		299,700	348,500						
106		300,000	348,900						
107		300,400	349,300						
108		300,700	349,700						
109		300,900	350,200						
110		301,300	350,600						
111		301,700	350,900						
112		302,000	351,200						
113		302,200	351,700						
114		302,400							
115		302,700							
116		303,100							
117		303,300							
118		303,500							
119		303,800							
120		304,100							
121		304,600							
122		304,800							
123		305,100							
124		305,400							
125		305,700							
再任用職員	188,600	216,200	256,400	275,900	291,100	316,600	358,500	391,800	443,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

47	217,600	264,700	307,000	352,800	373,000	400,100	441,500
48	218,900	265,800	308,700	354,300	373,900	400,800	442,200
49	219,900	266,900	309,600	355,900	374,800	401,400	442,700
50	221,000	267,900	311,100	356,700	375,600	402,000	443,100
51	222,000	269,100	312,600	357,900	376,400	402,500	443,500
52	223,100	270,200	314,200	358,900	377,200	402,900	443,900
53	224,200	271,200	315,800	359,800	377,900	403,300	444,300
54	225,200	272,200	317,400	360,900	378,600	403,600	444,700
55	226,100	273,300	319,000	361,800	379,300	403,900	445,100
56	227,100	274,400	320,500	362,900	380,000	404,200	445,400
57	227,400	275,300	322,000	363,800	380,500	404,500	445,700
58	228,200	276,300	323,200	364,500	381,100	404,800	446,100
59	228,900	277,200	324,400	365,200	381,700	405,100	446,400
60	229,600	278,300	325,700	365,900	382,400	405,400	446,700
61	230,300	279,400	326,400	366,300	382,800	405,700	447,000
62	231,100	280,400	327,300	366,900	383,500	406,000	
63	231,800	281,300	328,100	367,700	384,100	406,300	
64	232,400	282,300	328,900	368,400	384,700	406,600	
65	233,000	282,800	329,800	368,700	385,100	406,900	
66	233,600	283,800	330,200	369,400	385,700	407,200	
67	234,200	284,500	330,900	370,100	386,300	407,500	
68	234,900	285,400	331,700	370,800	386,900	407,800	
69	235,600	286,400	332,500	371,100	387,300	408,000	
70	236,200	287,200	333,200	371,700	387,800	408,300	
71	236,700	288,000	333,900	372,400	388,400	408,600	
72	237,400	288,800	334,600	373,000	389,000	408,900	
73	238,100	289,600	335,100	373,300	389,300	409,200	
74	238,700	290,100	335,700	373,900	389,700	409,500	
75	239,300	290,500	336,200	374,600	390,100	409,800	
76	239,800	291,000	336,800	375,200	390,500	410,000	
77	240,400	291,200	337,100	375,600	390,800	410,200	
78	241,100	291,500	337,600	376,100	391,100	410,500	
79	241,900	291,700	338,000	376,700	391,400	410,800	
80	242,400	292,100	338,500	377,200	391,700	411,000	
81	242,900	292,300	338,900	377,700	391,900	411,200	
82	243,500	292,500	339,400	378,300	392,200	411,500	
83	244,100	292,900	339,900	378,800	392,500	411,800	
84	244,600	293,200	340,400	379,100	392,700	412,000	
85	245,100	293,500	340,700	379,500	392,900	412,200	
86	245,700	293,800	341,100	380,000	393,200		
87	246,300	294,100	341,600	380,400	393,500		
88	246,800	294,500	342,000	380,800	393,700		
89	247,300	294,800	342,300	381,200	393,900		
90	247,800	295,200	342,700	381,700	394,200		
91	248,100	295,500	343,200	382,100	394,500		
92	248,500	295,900	343,600	382,500	394,700		
93	248,800	296,100	343,800	382,800	394,900		
94		296,300	344,200				
95		296,600	344,700				
96		297,000	345,100				
97		297,200	345,300				

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,800	199,500	235,500	267,300	292,100	320,700	364,600	410,100	460,600
	2	151,900	201,300	237,100	269,000	294,300	322,900	367,300	412,500	463,700
	3	153,100	203,100	238,600	270,500	296,400	325,300	369,700	415,000	466,700
	4	154,200	204,900	240,100	272,300	298,400	327,500	372,300	417,400	469,700
	5	155,300	206,400	241,500	274,000	300,200	329,700	374,200	419,300	472,800
	6	156,400	208,200	243,100	275,800	302,200	331,700	376,700	421,600	475,800
	7	157,600	210,000	244,600	277,600	304,000	333,900	379,000	423,700	478,800
	8	158,700	211,800	246,100	279,600	305,700	336,100	381,500	425,900	481,900
再任用職員以外の職員	9	159,700	213,400	247,200	281,500	307,600	338,000	383,900	427,900	484,600
	10	161,100	215,200	248,700	283,600	309,900	340,200	386,600	430,100	487,700
	11	162,400	217,000	250,200	285,500	312,100	342,200	389,300	432,200	490,700
	12	163,700	218,800	251,500	287,400	314,400	344,400	392,000	434,300	493,900
	13	164,900	220,200	253,000	289,300	316,500	346,300	394,400	436,000	496,600
	14	166,400	222,100	254,200	291,100	318,600	348,300	396,700	437,800	498,900
	15	167,900	223,800	255,500	292,600	320,800	350,300	398,900	439,800	501,200
	16	169,500	225,600	256,700	294,000	322,900	352,300	401,300	441,800	503,500
	17	170,600	227,200	258,000	295,800	324,800	354,000	403,100	443,700	505,600
	18	172,000	228,900	259,400	297,800	326,900	356,000	405,100	445,500	507,000
	19	173,400	230,500	260,800	299,900	328,900	357,800	407,000	447,300	508,500
	20	174,800	232,000	262,400	301,900	330,900	359,700	408,800	449,000	509,900
	21	176,100	233,300	264,000	303,800	332,600	361,600	410,800	450,800	511,100
	22	178,700	234,900	265,700	306,000	334,700	363,500	412,600	452,400	512,500
	23	181,200	236,500	267,300	308,000	336,700	365,500	414,400	453,800	514,100
	24	183,700	238,000	268,900	310,100	338,800	367,500	416,300	455,300	515,600
	25	186,300	239,000	270,700	311,800	340,200	369,500	418,100	456,700	516,700
	26	188,000	240,500	272,500	313,900	342,100	371,400	419,600	458,000	517,800
	27	189,600	241,900	274,200	315,900	344,000	373,400	421,100	459,300	519,000
	28	191,300	243,100	275,900	317,900	345,900	375,400	422,700	460,500	520,200
	29	192,800	244,300	277,500	319,600	347,600	376,900	424,300	461,500	521,200
	30	194,400	245,300	279,200	321,600	349,500	378,700	425,600	462,200	522,100
	31	196,200	246,300	281,000	323,700	351,400	380,500	426,900	463,000	523,000
	32	197,900	247,300	282,500	325,900	353,200	382,100	428,100	463,700	523,900
	33	199,400	248,400	283,800	327,100	355,100	383,900	429,300	464,400	524,700
	34	200,800	249,300	285,500	329,100	356,900	385,300	430,700	465,200	525,600
	35	202,300	250,200	287,100	331,000	358,700	386,800	432,000	465,900	526,300
	36	203,800	251,200	288,800	333,100	360,400	388,500	433,200	466,500	526,800
	37	205,000	252,100	290,400	335,000	361,800	389,900	434,400	467,000	527,500
	38	206,300	253,400	292,100	336,900	363,100	391,100	435,200	467,600	528,100
	39	207,600	254,600	293,900	338,900	364,500	392,300	436,000	468,200	528,900
	40	208,900	255,900	295,700	340,800	365,900	393,400	436,800	468,800	529,500
	41	210,100	257,200	297,200	342,700	367,300	394,500	437,400	469,300	530,000
	42	211,400	258,600	298,900	344,600	368,200	395,700	438,100	469,800	
	43	212,700	259,800	300,400	346,500	369,300	396,900	438,800	470,200	
	44	214,000	261,000	302,000	348,400	370,400	398,000	439,500	470,500	
	45	215,000	262,100	303,600	349,900	371,200	398,700	440,300	470,800	
	46	216,300	263,400	305,400	351,300	372,100	399,400	441,100		

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和四年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第八項を次のように改める。

8 五十五歳を超える職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)の第六項の規定による昇給(当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に行う昇給に限る。)は、当該職員が同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

第十六条の八第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四百七十五」に、「百分の五十五」を「千分の五百七十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

議案第4号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和4年（2022年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 5 3 1 号

令和 4 年(2022年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 4 年 1 1 月 2 1 日付け令 4 財 政 第 1 1 0 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 4 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第一再任用学校職員の欄の改正規定中「188,400」を「188,600」に、「216,000」を「216,200」に、「256,400」に、「275,600」を「275,900」に、「290,800」を「291,100」に、「316,300」を「316,600」に改め、同条例別表第二再任用学校職員の欄の改正規定中「221,100」を「221,400」に、「251,200」を「251,500」に、「280,700」を「281,000」に、「321,600」を「321,900」に、「350,500」を「350,900」に、「397,200」を「397,600」に改め、同条例別表第二のイの表再任用学校職員の欄の改正規定中「234,900」を「235,100」に、「275,300」を「275,600」に、「332,300」を「332,700」に、「416,700」を「417,200」に改め、同条例別表第二のロの表再任用学校職員の欄の改正規定中「226,000」を「226,300」に、「272,100」を「272,400」に、「325,600」を「325,900」に、「406,700」を「407,100」に改め、同条例別表第四再任用学校職員の欄の改正規定中「189,600」を「189,400」に、「216,100」を「216,300」に、「244,400」を「244,700」に、「257,900」を「258,100」に、「283,100」を「283,400」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四項の規定 公布の日

二 第七条第八項の改正規定 令和五年四月一日

2 この条例（前項第二号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 学校職員が、この条例による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和四年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

	104		295,600	332,600	354,500	
	105		295,900	332,800	355,000	
	106			333,000		
	107			333,400		
	108			333,600		
	109			333,800		
	110			334,200		
	111			334,600		
	112			335,000		
	113			335,200		
再任用学 校職員		189,600	216,300	244,700	258,100	283,400

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

50	225,600	259,400	294,900	324,500	367,800
51	226,500	260,600	296,200	325,700	368,900
52	227,400	261,800	297,800	327,100	369,900
53	227,700	262,800	299,100	328,200	370,700
54	228,500	264,200	300,600	329,200	371,500
55	229,100	265,500	302,000	330,300	372,400
56	229,900	266,600	303,500	331,300	373,300
57	230,600	267,400	304,500	331,800	373,800
58	231,300	268,600	305,800	332,700	374,600
59	231,900	269,800	307,000	333,500	375,400
60	232,500	270,900	308,400	334,400	376,200
61	233,200	271,800	309,700	335,200	376,600
62	233,800	272,900	310,900	335,500	377,300
63	234,400	274,000	312,200	336,100	378,000
64	235,100	275,100	313,400	336,800	378,700
65	235,700	275,900	314,800	337,400	379,100
66	236,400	277,000	315,600	338,100	379,700
67	237,100	277,900	316,400	338,800	380,400
68	237,800	279,000	317,200	339,500	381,000
69	238,400	280,000	317,800	340,200	381,400
70	239,000	281,000	318,500	340,700	381,900
71	239,600	282,100	319,200	341,300	382,400
72	240,100	283,200	319,800	341,900	382,900
73	240,700	283,800	320,500	342,200	383,500
74	241,400	284,600	320,700	342,800	384,000
75	242,100	285,100	321,300	343,300	384,600
76	242,700	285,900	321,900	343,900	385,200
77	243,100	286,700	322,500	344,400	385,700
78	243,600	287,300	323,000	344,900	386,200
79	244,100	287,900	323,500	345,400	386,700
80	244,400	288,500	324,000	345,800	387,200
81	244,700	289,200	324,600	346,100	387,500
82	245,000	289,700	325,100	346,400	388,000
83	245,300	290,100	325,500	346,800	388,400
84	245,600	290,500	326,000	347,100	388,800
85	245,900	290,700	326,600	347,700	389,200
86		290,900	327,000	348,000	
87		291,100	327,200	348,300	
88		291,300	327,600	348,600	
89		291,700	328,000	349,000	
90		291,900	328,400	349,300	
91		292,100	328,800	349,700	
92		292,300	329,200	350,000	
93		292,700	329,500	350,400	
94		292,900	329,700	350,700	
95		293,100	330,100	351,000	
96		293,400	330,400	351,300	
97		293,800	330,600	351,600	
98		294,100	330,900	352,000	
99		294,300	331,200	352,400	
100		294,600	331,500	352,800	
101		294,900	331,700	353,300	
102		295,100	332,000	353,700	
103		295,300	332,400	354,100	

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,800	192,400	227,900	253,600	283,400
	2	157,200	194,000	229,500	254,700	285,400
	3	158,700	195,600	231,100	255,900	287,500
	4	160,100	197,200	232,700	257,200	289,500
	5	161,300	198,700	234,100	258,400	291,600
	6	163,100	200,300	235,700	259,600	293,700
	7	164,800	201,900	237,200	260,700	295,600
	8	166,400	203,400	238,800	261,700	297,600
	9	168,000	205,000	239,700	263,000	299,400
再任用学	10	169,700	206,700	241,100	263,800	301,300
校職員以	11	171,300	208,300	242,600	264,700	302,900
外の学校	12	173,100	210,000	243,700	265,500	304,500
職員	13	174,500	211,400	245,200	266,600	306,600
	14	176,300	213,000	246,500	267,700	308,500
	15	178,200	214,600	247,700	268,900	310,600
	16	180,100	216,200	249,000	270,000	312,600
	17	182,000	217,600	249,800	271,500	314,600
	18	183,500	219,200	251,000	273,200	316,600
	19	185,300	220,900	252,100	274,900	318,700
	20	187,100	222,700	253,200	276,600	320,800
	21	188,600	224,000	254,600	278,300	322,600
	22	190,100	225,500	255,400	280,000	324,600
	23	191,600	226,900	256,300	281,700	326,400
	24	193,100	228,400	257,200	283,300	328,500
	25	194,700	229,600	258,200	285,100	330,200
	26	196,000	231,000	259,300	286,800	332,100
	27	197,500	232,300	260,400	288,600	334,100
	28	198,900	233,500	261,600	290,200	336,100
	29	200,500	234,700	263,000	291,600	337,400
	30	201,700	236,000	264,700	293,200	339,200
	31	203,000	237,500	266,300	294,800	340,900
	32	204,300	238,800	267,800	296,500	342,700
	33	205,700	239,800	269,100	298,200	344,400
	34	207,100	241,100	270,800	299,900	346,200
	35	208,400	242,000	272,400	301,700	348,200
	36	209,800	243,300	274,000	303,500	350,000
	37	210,900	244,600	275,400	304,800	351,800
	38	212,200	245,700	276,900	306,600	353,500
	39	213,500	246,800	278,500	308,100	355,100
	40	214,800	247,900	279,900	309,700	356,800
	41	215,900	249,000	281,100	311,400	358,000
	42	217,100	249,900	282,500	313,100	359,100
	43	218,300	250,800	284,000	314,700	360,300
	44	219,500	251,600	285,600	316,400	361,500
	45	220,600	252,700	287,100	317,300	362,700
	46	221,800	254,000	288,800	318,700	363,500
	47	222,800	255,300	290,500	320,200	364,700
	48	223,800	256,500	292,100	321,800	365,800
	49	224,700	258,000	293,300	323,200	366,800

110	304,300	384,500		
111	304,600	385,500		
112	304,900	386,500		
113	305,100	387,100		
114	305,300	388,000		
115	305,600	388,900		
116	305,900	389,900		
117	306,200	390,700		
118	306,500	391,400		
119	306,800	392,200		
120	307,100	393,000		
121	307,300	393,600		
122	307,500	394,400		
123	307,700	395,100		
124	308,000	395,800		
125	308,300	396,400		
126		397,100		
127		397,600		
128		398,200		
129		398,900		
130		399,500		
131		400,000		
132		400,500		
133		400,800		
134		401,100		
135		401,400		
136		401,700		
137		402,000		
138		402,300		
139		402,600		
140		402,900		
141		403,200		
142		403,500		
143		403,800		
144		404,100		
145		404,300		
146		404,600		
147		404,900		
148		405,100		
149		405,300		
150		405,600		
151		405,900		
152		406,100		
153		406,300		
154		406,600		
155		406,900		
156		407,100		
157		407,300		
再任用学 校職員	226,300	272,400	325,900	407,100

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

52	252,500	290,600	392,100
53	253,600	292,000	393,300
54	255,000	294,100	394,600
55	256,000	296,100	395,700
56	257,000	298,300	396,800
57	258,200	300,300	398,200
58	259,200	302,700	399,400
59	260,300	304,900	400,600
60	261,300	307,600	401,900
61	262,500	309,800	403,100
62	263,200	312,200	404,100
63	264,200	314,500	405,500
64	264,800	316,700	406,800
65	265,800	318,800	408,000
66	267,200	320,600	409,100
67	268,300	322,200	410,300
68	269,600	323,800	411,500
69	271,100	325,700	412,500
70	272,600	327,900	413,700
71	273,900	330,000	414,900
72	275,300	332,000	416,100
73	276,100	334,100	416,700
74	277,100	336,200	417,500
75	278,300	338,400	418,200
76	279,300	340,600	418,700
77	280,500	342,300	419,000
78	281,500	344,200	419,400
79	282,700	345,900	419,800
80	283,600	347,800	420,200
81	284,900	349,600	420,500
82	285,700	351,400	420,900
83	286,700	352,800	421,300
84	287,700	354,600	421,600
85	288,600	355,800	421,900
86	289,500	357,400	422,300
87	290,200	358,900	422,700
88	291,200	360,400	423,000
89	292,200	361,700	423,300
90	293,100	363,000	423,600
91	294,000	364,400	423,900
92	294,800	365,800	424,100
93	295,100	367,300	424,300
94	295,800	368,700	
95	296,500	370,000	
96	297,300	371,200	
97	298,100	372,200	
98	298,900	373,200	
99	299,700	374,200	
100	300,400	375,200	
101	301,300	376,100	
102	301,800	377,100	
103	302,300	378,100	
104	302,800	379,100	
105	303,000	379,900	
106	303,400	380,800	
107	303,700	381,700	
108	303,900	382,700	
109	304,100	383,500	

ロ 教育職給料表(二)

学校職員 の区分	職務の等 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学 校職員以 外の学校 職員		円	円	円	円
	1	165,200	181,100	297,400	408,600
	2	166,700	183,200	300,000	410,100
	3	168,200	185,300	302,800	411,700
	4	169,700	187,500	305,200	413,200
	5	171,300	189,500	307,800	414,600
	6	173,200	191,500	309,900	416,000
	7	175,000	193,600	312,200	417,500
	8	176,800	195,700	314,300	419,100
	9	178,500	197,900	316,400	420,500
	10	180,700	200,600	318,700	421,900
	11	182,700	203,200	321,100	423,300
	12	184,600	205,800	323,600	424,600
	13	186,500	208,400	326,000	425,900
	14	188,600	210,100	328,000	427,300
	15	190,700	211,700	329,900	428,700
	16	192,800	213,400	332,000	430,100
	17	195,000	215,200	333,800	431,300
	18	197,300	216,800	336,000	432,700
	19	199,800	218,500	338,100	433,900
	20	202,200	220,100	340,100	435,200
	21	204,600	222,000	342,200	436,300
	22	206,200	223,900	344,000	437,500
	23	207,900	225,800	345,800	438,800
	24	209,600	227,700	347,400	440,100
	25	211,100	229,200	349,200	441,400
	26	212,500	231,200	351,000	442,600
	27	214,100	233,200	352,900	443,600
	28	215,600	235,200	354,800	444,700
	29	217,300	237,000	356,600	445,900
	30	219,000	239,700	358,400	446,700
	31	220,700	242,500	360,100	447,500
	32	222,500	245,200	362,000	448,400
	33	223,800	247,800	363,300	449,300
	34	225,500	250,600	365,000	449,800
	35	227,200	253,200	366,500	450,300
	36	228,800	255,900	368,300	450,800
	37	230,200	258,200	370,300	451,300
	38	231,900	260,600	371,800	
	39	233,600	263,100	373,100	
	40	235,300	265,400	374,700	
	41	236,900	267,900	375,800	
	42	238,600	270,200	377,200	
	43	240,200	272,400	378,600	
	44	241,800	274,500	380,100	
	45	243,500	276,600	381,500	
	46	245,000	278,800	383,100	
	47	246,300	280,900	384,700	
	48	247,600	282,800	386,200	
	49	248,700	285,200	387,600	
	50	250,000	286,900	389,100	
51	251,400	288,800	390,700		

108	314,100	403,800		
109	315,000	404,600		
110	315,400	405,500		
111	315,800	406,300		
112	316,300	407,100		
113	316,900	407,700		
114	317,300	408,400		
115	317,800	409,100		
116	318,300	409,800		
117	318,900	410,400		
118	319,400	411,000		
119	319,800	411,400		
120	320,300	411,800		
121	320,800	412,200		
122	321,200	412,500		
123	321,700	412,800		
124	322,200	413,000		
125	322,800	413,200		
126	323,100	413,500		
127	323,400	413,800		
128	323,700	414,000		
129	323,900	414,200		
130	324,200	414,500		
131	324,500	414,800		
132	324,800	415,000		
133	325,000	415,200		
134	325,200	415,500		
135	325,400	415,800		
136	325,700	416,000		
137	326,000	416,200		
138	326,200	416,500		
139	326,600	416,800		
140	326,900	417,000		
141	327,100	417,200		
142	327,300	417,500		
143	327,600	417,800		
144	327,800	418,000		
145	328,100	418,200		
146	328,300			
147	328,600			
148	328,900			
149	329,100			
150	329,300			
151	329,600			
152	329,900			
153	330,100			
再任用学 校職員	235,100	275,600	332,700	417,200

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額
は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

51	251,700	314,500	421,700
52	253,100	316,700	423,200
53	254,200	318,800	424,900
54	255,400	320,600	426,400
55	256,700	322,200	428,000
56	257,700	323,800	429,600
57	259,000	325,700	431,100
58	259,700	327,900	432,700
59	260,800	330,000	433,900
60	261,800	332,000	435,100
61	262,900	334,100	436,300
62	263,900	336,200	437,600
63	265,000	338,400	438,900
64	265,800	340,600	440,100
65	267,100	342,300	441,300
66	268,500	344,500	442,500
67	269,900	346,500	443,700
68	271,500	348,800	444,900
69	272,800	350,600	446,100
70	274,100	352,500	447,300
71	275,400	354,500	448,500
72	276,700	356,500	449,700
73	277,700	358,100	450,800
74	278,900	360,000	451,400
75	280,200	361,800	451,900
76	281,200	363,700	452,400
77	282,100	365,500	453,000
78	283,100	367,200	
79	284,100	369,000	
80	285,200	370,600	
81	286,300	372,100	
82	287,500	373,600	
83	288,700	375,100	
84	289,900	376,500	
85	290,900	377,600	
86	292,000	379,000	
87	293,000	380,400	
88	294,200	381,700	
89	295,300	383,000	
90	296,400	384,300	
91	297,600	385,500	
92	298,800	386,800	
93	299,300	388,100	
94	300,300	389,200	
95	301,400	390,600	
96	302,600	391,800	
97	303,600	393,200	
98	304,700	394,200	
99	305,800	395,300	
100	306,900	396,300	
101	307,800	397,200	
102	308,900	398,200	
103	310,000	399,300	
104	311,000	400,400	
105	311,600	401,100	
106	312,500	402,000	
107	313,300	402,900	

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校職員 の区分	職務の等 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学 校職員以 外の学校 職員		円	円	円	円
	1	165,200	208,400	333,800	418,900
	2	166,700	210,100	336,000	420,700
	3	168,200	211,700	338,100	422,500
	4	169,700	213,400	340,100	424,200
	5	171,300	215,200	342,200	425,700
	6	173,200	216,800	344,000	427,200
	7	175,000	218,500	345,800	429,100
	8	176,800	220,100	347,400	431,000
	9	178,500	222,000	349,200	432,900
	10	180,700	223,900	351,300	434,700
	11	182,700	225,800	353,400	436,600
	12	184,600	227,700	355,500	438,400
	13	186,500	229,200	357,600	440,100
	14	188,600	231,200	359,600	442,000
	15	190,700	233,200	361,600	443,800
	16	192,800	235,200	363,600	445,700
	17	195,000	237,000	365,200	447,400
	18	197,300	239,700	367,100	449,200
	19	199,800	242,500	369,000	451,000
	20	202,200	245,200	371,000	452,800
	21	204,600	247,800	372,600	454,500
	22	206,200	250,600	374,500	456,200
	23	207,900	253,200	376,300	458,100
	24	209,600	255,900	378,200	459,800
	25	211,100	258,200	379,500	461,500
	26	212,600	260,600	381,300	463,100
	27	214,300	263,100	383,100	464,700
	28	215,900	265,400	385,000	466,200
	29	217,400	267,900	386,800	467,700
	30	219,100	270,200	388,700	469,000
	31	220,800	272,400	390,700	470,300
	32	222,600	274,500	392,700	471,600
	33	224,000	276,600	394,400	472,800
	34	225,800	278,800	396,100	473,500
	35	227,600	280,900	397,700	474,300
	36	229,300	282,800	399,500	475,000
	37	230,800	285,200	400,700	475,600
	38	232,600	286,900	402,200	
	39	234,400	288,800	403,600	
	40	236,200	290,600	405,000	
	41	237,900	292,000	406,700	
	42	239,600	294,100	408,100	
	43	241,200	296,100	409,400	
	44	242,900	298,300	411,000	
	45	244,100	300,300	412,600	
	46	245,400	302,700	413,900	
	47	246,700	304,900	415,400	
	48	247,800	307,600	417,000	
	49	249,100	309,800	418,700	
50	250,500	312,200	420,100		

51	259,500	304,300	355,100	414,400	443,000	491,600
52	259,800	305,100	356,500	415,300	443,700	492,100
53	260,000	306,000	357,800	415,500	444,300	492,600
54	260,300	306,800	359,200	415,900	445,000	493,300
55	260,600	307,800	360,500	416,400	445,700	493,600
56	261,200	308,500	361,900	416,900	446,300	494,200
57	261,500	309,600	362,500	417,300	446,700	494,700
58	261,800	310,500	363,700	417,500	447,400	
59	262,100	311,500	364,800	418,100	448,100	
60	262,400	312,400	366,100	418,500	448,800	
61	262,700	313,000	367,200	418,800	449,200	
62	263,000	313,600	367,800	419,400	449,500	
63	263,400	314,200	368,300	420,000	449,800	
64	263,700	314,800	369,000	420,600	450,100	
65	264,000	315,100	369,400	421,200	450,300	
66	264,300	315,800	369,900	421,800	450,600	
67	264,500	316,300	370,400	422,300	450,900	
68	264,800	316,900	370,900	422,900	451,200	
69	265,100	317,600	371,100	423,500	451,400	
70			371,400	424,000	451,700	
71			371,800	424,600	452,000	
72			372,100	425,200	452,200	
73			372,600	425,700	452,400	
74			372,800	426,300		
75			373,300	426,800		
76			373,700	427,400		
77			374,000	427,900		
78			374,500	428,500		
79			375,000	429,200		
80			375,500	429,800		
81			376,000	430,100		
82			376,400	430,700		
83			376,900	431,400		
84			377,400	432,100		
85			377,800	432,500		
86			378,300	433,000		
87			378,700	433,700		
88			379,200	434,400		
89			379,700	434,600		
90			380,200			
91			380,700			
92			381,200			
93			381,500			
94			381,900			
95			382,400			
96			382,800			
97			383,300			
98			383,600			
99			384,100			
100			384,500			
101			385,100			
再任用 学校職 員	221,400	251,500	281,000	321,900	350,900	397,600

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校職員 の区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	180,800	233,400	277,500	325,800	360,600	418,400
	2	183,100	235,600	279,300	327,900	362,800	420,900
	3	185,600	237,600	281,100	329,900	364,900	423,500
	4	187,900	239,700	282,900	331,900	367,300	426,000
	5	190,300	241,700	284,200	334,100	369,300	428,200
	6	192,800	243,800	286,200	335,600	372,300	430,600
	7	195,200	245,900	288,000	337,200	375,300	433,100
	8	197,800	248,000	289,800	338,600	378,100	435,500
	9	200,200	250,200	290,900	339,800	380,700	437,200
再任用 学校職 員以外 の学校 職員	10	202,600	252,100	293,300	341,700	383,400	439,300
	11	205,000	254,000	295,500	343,700	385,900	441,500
	12	207,500	255,800	297,600	345,900	388,100	443,700
	13	209,800	257,400	299,800	347,800	390,900	445,400
	14	212,300	259,300	302,300	350,000	393,600	447,600
	15	214,900	261,100	304,500	352,100	396,400	449,700
	16	217,400	263,000	306,900	354,400	399,100	451,900
	17	219,700	264,700	309,100	356,700	401,900	454,100
	18	222,200	266,600	311,300	359,100	403,900	456,400
	19	224,800	268,500	313,400	361,300	405,900	458,700
	20	227,400	270,400	315,300	363,600	407,900	460,900
	21	229,600	271,900	317,300	365,800	409,400	463,100
	22	231,200	273,500	318,200	367,800	411,400	464,900
	23	232,800	275,000	319,200	369,500	413,200	466,600
	24	234,400	276,400	320,200	371,000	415,200	468,300
	25	235,900	277,700	321,200	373,100	416,700	469,700
	26	237,300	279,300	322,400	375,500	418,200	471,000
	27	238,800	280,700	323,500	377,900	419,900	472,200
	28	240,000	282,100	324,900	380,200	421,600	473,300
	29	241,600	283,300	326,100	382,200	422,600	474,500
	30	242,400	284,600	327,600	384,300	424,200	475,500
	31	243,500	286,000	329,100	386,500	425,700	476,500
	32	244,600	287,100	330,700	388,600	427,300	477,700
	33	245,800	287,800	332,200	390,400	428,800	478,000
	34	246,700	289,200	333,500	392,000	430,100	479,000
	35	247,500	290,200	334,600	393,600	431,400	480,100
	36	248,400	291,300	336,100	395,400	432,700	481,200
	37	249,100	292,200	337,500	396,900	433,900	482,100
	38	249,800	293,100	338,800	398,300	434,900	483,000
	39	250,600	293,900	340,200	399,800	435,900	483,900
	40	251,500	294,700	341,400	401,300	436,900	484,800
	41	252,400	295,500	342,300	401,800	437,300	485,600
	42	253,300	296,100	343,400	403,100	437,900	486,300
	43	254,100	296,700	344,600	404,300	438,600	487,000
	44	255,000	297,200	345,900	405,700	439,300	487,700
	45	255,700	298,000	347,300	407,100	439,900	488,200
	46	256,600	299,100	348,800	408,500	440,200	488,800
	47	257,400	300,000	350,200	409,900	440,800	489,400
	48	258,100	301,100	351,600	411,300	441,300	490,000
	49	258,500	302,500	352,400	412,600	441,600	490,300
	50	259,000	303,400	353,800	413,500	442,300	490,900

100			298,300	346,500			
101			298,500	346,800			
102			298,800	347,200			
103			299,200	347,600			
104			299,500	348,000			
105			299,700	348,500			
106			300,000	348,900			
107			300,400	349,300			
108			300,700	349,700			
109			300,900	350,200			
110			301,300	350,600			
111			301,700	350,900			
112			302,000	351,200			
113			302,200	351,700			
114			302,400				
115			302,700				
116			303,100				
117			303,300				
118			303,500				
119			303,800				
120			304,100				
121			304,600				
122			304,800				
123			305,100				
124			305,400				
125			305,700				
再任用 学校職 員		188,600	216,200	256,400	275,900	291,100	316,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

48	218,900	265,800	308,700	354,300	373,900	400,800
49	219,900	266,900	309,600	355,900	374,800	401,400
50	221,000	267,900	311,100	356,700	375,600	402,000
51	222,000	269,100	312,600	357,900	376,400	402,500
52	223,100	270,200	314,200	358,900	377,200	402,900
53	224,200	271,200	315,800	359,800	377,900	403,300
54	225,200	272,200	317,400	360,900	378,600	403,600
55	226,100	273,300	319,000	361,800	379,300	403,900
56	227,100	274,400	320,500	362,900	380,000	404,200
57	227,400	275,300	322,000	363,800	380,500	404,500
58	228,200	276,300	323,200	364,500	381,100	404,800
59	228,900	277,200	324,400	365,200	381,700	405,100
60	229,600	278,300	325,700	365,900	382,400	405,400
61	230,300	279,400	326,400	366,300	382,800	405,700
62	231,100	280,400	327,300	366,900	383,500	406,000
63	231,800	281,300	328,100	367,700	384,100	406,300
64	232,400	282,300	328,900	368,400	384,700	406,600
65	233,000	282,800	329,800	368,700	385,100	406,900
66	233,600	283,800	330,200	369,400	385,700	407,200
67	234,200	284,500	330,900	370,100	386,300	407,500
68	234,900	285,400	331,700	370,800	386,900	407,800
69	235,600	286,400	332,500	371,100	387,300	408,000
70	236,200	287,200	333,200	371,700	387,800	408,300
71	236,700	288,000	333,900	372,400	388,400	408,600
72	237,400	288,800	334,600	373,000	389,000	408,900
73	238,100	289,600	335,100	373,300	389,300	409,200
74	238,700	290,100	335,700	373,900	389,700	409,500
75	239,300	290,500	336,200	374,600	390,100	409,800
76	239,800	291,000	336,800	375,200	390,500	410,000
77	240,400	291,200	337,100	375,600	390,800	410,200
78	241,100	291,500	337,600	376,100	391,100	410,500
79	241,900	291,700	338,000	376,700	391,400	410,800
80	242,400	292,100	338,500	377,200	391,700	411,000
81	242,900	292,300	338,900	377,700	391,900	411,200
82	243,500	292,500	339,400	378,300	392,200	411,500
83	244,100	292,900	339,900	378,800	392,500	411,800
84	244,600	293,200	340,400	379,100	392,700	412,000
85	245,100	293,500	340,700	379,500	392,900	412,200
86	245,700	293,800	341,100	380,000	393,200	
87	246,300	294,100	341,600	380,400	393,500	
88	246,800	294,500	342,000	380,800	393,700	
89	247,300	294,800	342,300	381,200	393,900	
90	247,800	295,200	342,700	381,700	394,200	
91	248,100	295,500	343,200	382,100	394,500	
92	248,500	295,900	343,600	382,500	394,700	
93	248,800	296,100	343,800	382,800	394,900	
94		296,300	344,200			
95		296,600	344,700			
96		297,000	345,100			
97		297,200	345,300			
98		297,500	345,700			
99		297,900	346,200			

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 学校職 員以外 の学校 職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,800	199,500	235,500	267,300	292,100	320,700
	2	151,900	201,300	237,100	269,000	294,300	322,900
	3	153,100	203,100	238,600	270,500	296,400	325,300
	4	154,200	204,900	240,100	272,300	298,400	327,500
	5	155,300	206,400	241,500	274,000	300,200	329,700
	6	156,400	208,200	243,100	275,800	302,200	331,700
	7	157,600	210,000	244,600	277,600	304,000	333,900
	8	158,700	211,800	246,100	279,600	305,700	336,100
	9	159,700	213,400	247,200	281,500	307,600	338,000
	10	161,100	215,200	248,700	283,600	309,900	340,200
	11	162,400	217,000	250,200	285,500	312,100	342,200
	12	163,700	218,800	251,500	287,400	314,400	344,400
	13	164,900	220,200	253,000	289,300	316,500	346,300
	14	166,400	222,100	254,200	291,100	318,600	348,300
	15	167,900	223,800	255,500	292,600	320,800	350,300
	16	169,500	225,600	256,700	294,000	322,900	352,300
	17	170,600	227,200	258,000	295,800	324,800	354,000
	18	172,000	228,900	259,400	297,800	326,900	356,000
	19	173,400	230,500	260,800	299,900	328,900	357,800
	20	174,800	232,000	262,400	301,900	330,900	359,700
	21	176,100	233,300	264,000	303,800	332,600	361,600
	22	178,700	234,900	265,700	306,000	334,700	363,500
	23	181,200	236,500	267,300	308,000	336,700	365,500
	24	183,700	238,000	268,900	310,100	338,800	367,500
	25	186,300	239,000	270,700	311,800	340,200	369,500
	26	188,000	240,500	272,500	313,900	342,100	371,400
	27	189,600	241,900	274,200	315,900	344,000	373,400
	28	191,300	243,100	275,900	317,900	345,900	375,400
	29	192,800	244,300	277,500	319,600	347,600	376,900
	30	194,400	245,300	279,200	321,600	349,500	378,700
	31	196,200	246,300	281,000	323,700	351,400	380,500
	32	197,900	247,300	282,500	325,900	353,200	382,100
	33	199,400	248,400	283,800	327,100	355,100	383,900
	34	200,800	249,300	285,500	329,100	356,900	385,300
	35	202,300	250,200	287,100	331,000	358,700	386,800
	36	203,800	251,200	288,800	333,100	360,400	388,500
	37	205,000	252,100	290,400	335,000	361,800	389,900
	38	206,300	253,400	292,100	336,900	363,100	391,100
	39	207,600	254,600	293,900	338,900	364,500	392,300
	40	208,900	255,900	295,700	340,800	365,900	393,400
	41	210,100	257,200	297,200	342,700	367,300	394,500
	42	211,400	258,600	298,900	344,600	368,200	395,700
	43	212,700	259,800	300,400	346,500	369,300	396,900
	44	214,000	261,000	302,000	348,400	370,400	398,000
	45	215,000	262,100	303,600	349,900	371,200	398,700
	46	216,300	263,400	305,400	351,300	372,100	399,400
47	217,600	264,700	307,000	352,800	373,000	400,100	

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和四年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第八項を次のように改める。

8 五十五歳を超える学校職員の第六項の規定による昇給（当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に行う昇給に限る。）は、当該学校職員が同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

第十八条の四第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「千分の四百七十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

議案第5号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和4年（2022年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 4 年(2022年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 4 年 1 1 月 2 1 日付け令 4 財 政 第 1 1 0 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年(2022年)11月 21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和4年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

期末手当について、各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現行の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度以降の支給割合
6月期	1.625 月分	1.625 月分	1.65 月分
12月期	1.625	1.675	1.65
合計	3.25	3.30	3.30

3 施行期日

規則で定める日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、期末手当の令和5年度以降の支給割合については、令和5年4月1日から施行する。

する。

第四条中「千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づいて令和四年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当

令和四年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償

及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千六百二十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千六百二十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正

議案第6号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和4年（2022年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 5 3 1 号

令和 4 年(2022年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 4 年 1 1 月 2 1 日付け令 4 財 政 第 1 1 0 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 (2022年)11月 21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和4年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第11号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) パートタイム会計年度任用職員の報酬

報酬の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	報酬の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	155,500円	159,700円
	日 額	7,400円	7,600円
	時 間 額	960円	980円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	305,300円	305,700円
	日 額	14,540円	14,560円

(2) フルタイム会計年度任用職員の給料

給料の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	給料の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	155,500円	159,700円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	305,300円	305,700円

3 施行期日

令和5年4月1日

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和四年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五五、五〇〇円」を「一五九、七〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「九六〇円」を「九八〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、三〇〇円」を「三〇五、七〇〇円」に、「一四、五四〇円」を「一四、五六〇円」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五五、五〇〇円」を「一五九、七〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、三〇〇円」を「三〇五、七〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

議案第7号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和4年（2022年）11月21日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 4 年(2022年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 4 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 4 年 1 1 月 2 1 日付け令 4 財 政 第 1 1 0 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 4 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和4年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第12号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) パートタイム会計年度任用学校職員の報酬

報酬の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	報酬の額		
	(現 行)	(改正後)	
定型的な業務に従事する職員	月 額	155,500円	159,700円
	日 額	7,400円	7,600円
	時間 額	960円	980円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	305,300円	305,700円
	日 額	14,540円	14,560円
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	日 額	39,670円	39,710円

(2) フルタイム会計年度任用学校職員の給料

給料の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	給料の額		
	(現 行)	(改正後)	
定型的な業務に従事する職員	月 額	155,500円	159,700円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	305,300円	305,700円

3 施行期日

令和5年4月1日

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和四年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二五五、五〇〇円」を「二五九、七〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「九六〇円」を「九八〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、三〇〇円」を「三〇五、七〇〇円」に、「二四、五四〇円」を「二四、五六〇円」に改め、同表専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員の項中「三九、六七〇円」を「三九、七一〇円」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二五五、五〇〇円」を「二五九、七〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「二〇五、三〇〇円」を「二〇五、七〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が7年を超える者については、原則として異動を行う。

2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有し、社会の変化に的確に対応できる者で、家庭、地域・社会と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。

3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。

4 地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、地域間、全日制・定時制・通信制課程間及び普通科・専門学科・総合学科高校間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

令和5年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者
- イ 令和5年3月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

- ア 募集は、第一次募集、推薦入学、多部制定時制高等学校入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、第二次募集及び秋季入学者選抜とする。
第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。
- イ 山口県立宇部高等学校、下関西高等学校及び萩高等学校の探究科に属する人文社会科学科と自然科学科、並びに下関商業高等学校の商業に関する学科に属する商業科と情報処理科は、一括して募集（以下「くくり募集」という。）を行う。

(3) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行い、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の20%に相当する人数以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

- ア 志願登録の期間 2月9日（木）から2月14日（火）午前10時まで
- イ 出願の期間 2月20日（月）から2月24日（金）午前10時まで
- ウ 学力検査 3月 7日（火）
- エ 選抜結果の発表 3月15日（水）午前10時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

- ア 実施教科
国語，社会，数学，理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）
- イ 配点
各教科とも50点とする。
- ウ 検査時間割
右の表のとおりである。

学力検査時間割表

時限	教科	検査時間
1	国語	9:00～9:50 (50分)
	(休 憩)	
2	数学	10:10～11:00 (50分)
	(休 憩)	
3	英語	11:20～12:10 (50分)
	(昼 食)	
4	社会	13:00～13:50 (50分)
	(休 憩)	
5	理科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

- ア 定時制課程において，令和5年4月1日現在，満18歳以上の志願者で，特例措置を希望する者については，学力検査を行わず，小論文でこれに代えることができる。
- イ 特例措置を希望する志願者は，願書とあわせて，定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査

第一次募集において，面接・小論文・実技検査を実施できる。

(7) 選 抜

選抜は，中学校長から送付された調査書その他必要な書類，選抜のための学力検査の成績及び面接，小論文，実技検査の結果等を資料として，各高等学校，学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し，高等学校長が行う。

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

- ア 推薦入学は，全日制課程において実施する。
- イ 推薦入学を実施する際の募集人員は，次の表のとおりとし，この範囲内で高等学校長が定める。

実 施 学 科 ・ コ ー ス	募 集 人 員
全ての学科・コース (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普通科体育コース	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは，これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

- ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について，推薦入学により県外から入学させることができる人数は，原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数以内とする。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月26日(木)から1月31日(火) 午前10時まで
- イ 面接等の実施日 2月7日(火) (2月8日(水)にも行うことが可能)
- ウ 選抜結果の通知 2月14日(火) 午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

- ア 令和5年3月中学校卒業見込みの者
- イ 当該学校，学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し，志願の動機，理由が明白，適切であるとともに，当該学校，学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。
- ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出 願

志願者は，願書及び志願理由書を，出願の期間中に，中学校長を経由して，高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において，面接を実施する。また，小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 多部制定時制高等学校特別入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

ア 多部制定時制高等学校特別入学者選抜（以下「特別入学者選抜」という。）を実施する学校、及び特別入学者選抜に係る募集人員の入学定員に対する割合は、次のとおりである。

	学 校	募 集 人 員
1	山口県立岩国商業高等学校東分校	入学定員の25%に相当する人数
2	山口県立山口松風館高等学校	入学定員の20%に相当する人数
3	山口県立下関双葉高等学校	入学定員の25%に相当する人数

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月26日（木）から1月31日（火）午前10時まで
イ 面接等の実施日 2月 7日（火）（2月8日（水）にも行うことが可能）
ウ 選抜結果の通知 2月14日（火）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

令和5年3月中学校卒業見込みの者で、次のア～ウの各号に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

ア 当該高等学校に対する興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であること。

イ 日常生活におけるルールやマナーを守り、他人を思いやることができること。

ウ 次のいずれかの要件を満たしていること。

- ・ 中学校での出席状況にかかわらず、当該高等学校の教育システムの中で、意欲的に学習に取り組みたい者
- ・ 学校内外の諸活動に積極的に取り組んでおり、入学後も継続的に活動したい者

(4) 出 願

ア 志願者は、昼間部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。ただし、山口県立山口松風館高等学校の昼間部については、午前部、午後部のいずれか一つに出願することができる。

イ 志願者は、願書及び志願理由書（多部制定時制高等学校特別入学者選抜用）を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・3校共通問題による検査

特別入学者選抜において、面接及び3校共通問題による検査を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書（多部制定時制高等学校特別入学者選抜用）及び面接・3校共通問題による検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月26日（木）から1月31日（火）午前10時まで
イ 面接等の実施日 2月 7日（火）（2月8日（水）にも行うことが可能）
ウ 選抜結果の通知 2月14日（火）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

周防大島町立周防大島中学校及び大島中学校のいずれかの中学校を令和5年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの

(4) 出 願

志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を経由して、連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。

(5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

6 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月15日（水）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間

全日制課程 3月16日（木）～3月20日（月）午後2時まで

定時制課程 3月16日（木）～3月24日（金）正午まで

イ 面接等の実施日

全日制課程 3月22日（水）

定時制課程 3月27日（月）

ウ 選抜結果の発表

全日制課程 3月23日（木）正午

定時制課程 3月28日（火）正午

(3) 応募資格

令和5年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出 願

出願は、第一次募集に準じて行う。

(5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

7 秋季入学者選抜

(1) 実施学校・学科及び募集人員

定時制課程秋季入学者選抜は、山口県立山口松風館高等学校〔普通科〕において実施する。

募集人員は、入学定員の5%に相当する人数に、第二次募集において募集人員に満たなかった場合の欠員分を加えた数とし、3月28日（火）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間 7月31日（月）～8月 4日（金）午前10時まで

イ 面接等の実施日 8月18日（金）

ウ 選抜結果の発表 8月25日（金）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

中学校の卒業生又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者で、出願の時点において、学校教育法（昭和22

年法律第26号)第1条に定める学校に籍を有していないものが応募できる。ただし、高等学校又はこれに準ずる学校の単位を修得している者は出願することができない。

(4) 出 願

ア 志願者は、昼間部(午前部)、昼間部(午後部)、夜間部のいずれか一つに出願することができる。

イ 志願者は、入学及び秋季入学者選抜受検願書及び出身中学校長が発行した調査書を、出願の期間中に、高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文

秋季入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長が発行した調査書、面接及び小論文の結果等を資料として高等学校長が行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び令和5年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び令和5年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

2月1日（水）から2月15日（水）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、3月2日（木）に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月8日（水）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月8日（水）午後3時から3月15日（水）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月8日（水）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月16日（木）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月22日（水）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

報告事項 3

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

国公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

3 山口県における生徒指導上の諸課題の現状(国公立計) ※ () 内は前年度との比較

	山 口 県		全 国	
	発生件数 (小・中・高・中等)	発生率	発生件数 (+10,240)	発生率
暴力行為の発生件数 (小・中・高・中等)	735件 (-17)	5.5件 (±0)	76,441件 (+10,240)	6.0件 (+0.9)
いじめの認知件数 (小・中・高・中等・特)	4,197件 (+396)	認知率 31.0件 (+3.3)	615,351件 (+98,188)	認知率 47.7件 (+8.0)
不登校児童生徒数 (小・中・高・中等)	小学校 807人 (+196)	出現率 12.4人 (+3.2)	81,498人 (+18,148)	出現率 13.0人 (+3.0)
	中・中等前期課程 1,796人 (+341)	52.8人 (+10.0)	163,442人 (+30,665)	50.0人 (+9.1)
	高・中等後期課程 348人 (+81)	11.2人 (+2.9)	50,985人 (+7,934)	16.9人 (+3.0)
高等学校の中途退学者数 (高・中等後期課程)	382人 (+35)	中途退学率 1.1% (+0.1)	38,928人 (+3,963)	中途退学率 1.2% (+0.1)

※ 暴力行為発生率、いじめ認知率、不登校出現率については、児童生徒1,000人当たりの数

※<国立学校数> 小学校2校、中学校2校、特別支援学校1校

<公立学校数(分校含む)> 小学校276校、中学校141校(中等教育学校前期課程1校を含む)、
高等学校59校(中等教育学校後期課程1校を含む)、特別支援学校13校

<私立学校数> 中学校8校、高等学校22校

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

(1) 暴力行為（国公立小・中・高等学校及び中等教育学校）

⇒ **資料1** (P.6)

区分	令和3年度		
	発生件数	発生率	
小	山口県	388 (+13)	6.0 (+0.3)
	全国	48,138 (+7,082)	7.7 (+1.2)
中	山口県	306 (-35)	9.0 (-1.0)
	全国	24,450 (+3,157)	7.5 (+0.9)
高	山口県	41 (+5)	1.2 (+0.2)
	全国	3,853 (+1)	1.2 (±0.0)
計	山口県	735 (-17)	5.5 (±0.0)
	全国	76,441 (+10,240)	6.0 (+0.9)

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数（件）

※ （ ）内は前年度との比較

○ 本県の状況

- ・ 暴力行為の発生件数は、735件（小学校388件、中学校306件、高等学校41件）であり、前年度より17件減少した。暴力行為の発生率は5.5件であり、全国数値（6.0件）を下回っている。
- ・ 形態別では、「生徒間暴力」が544件（小学校263件、中学校249件、高等学校32件）で最も多く、「対教師暴力」130件、「器物損壊」57件、「対人暴力」4件と続く。

○ 全国の状況

- ・ 暴力行為の発生件数は、76,441件（小学校48,138件、中学校24,450件、高等学校3,853件）であり、前年度より10,240件増加した。
- ・ 形態別では、「生徒間暴力」が56,024件（小学校36,365件、中学校17,195件、高等学校2,464件）で最も多く、「対教師暴力」9,426件、「器物損壊」10,048件、「対人暴力」943件と続く。

(2) いじめ

⇒ 資料2 (P.6)

① 本県の国公立小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校の状況

区分	令和3年度		
	認知件数	認知率	
小	山口県	2,945 (+225)	45.3 (+4.3)
	全国	500,562 (+79,665)	79.9 (+13.4)
中	山口県	1,079 (+160)	31.7 (+4.7)
	全国	97,937 (+17,060)	30.0 (+5.1)
高	山口県	147 (-2)	4.3 (+0.1)
	全国	14,157 (+1,031)	4.4 (+0.4)
特	山口県	26 (+13)	13.9 (+6.7)
	全国	2,695 (+432)	18.4 (+2.5)
計	山口県	4,197 (+396)	31.0 (+3.3)
	全国	615,351 (+98,188)	47.7 (+8.0)

※ 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数(件)

※ ()内は前年度との比較

○ 本県の状況

- いじめの認知件数は、4,197件(小学校2,945件、中学校1,079件、高等学校147件、特別支援学校26件)であり、前年度より396件増加した。いじめの認知率は31.0件であり、全国数値(47.7件)を下回っている。

○ 全国の状況

- いじめの認知件数は、615,351件(小学校500,562件、中学校97,937件、高等学校14,157件、特別支援学校2,695件)であり、前年度より98,188件増加した。

- いじめの態様について、全国的に「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次に小・中・特別支援学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、高等学校では「パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が続いている。

② 本県のいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の状況

区分	令和3年度	
	重大事態の発生件数	発生率
山口県	10 (+2)	0.07 (+0.01)
全国	705 (+191)	0.05 (+0.01)

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの「重大事態」の発生件数(件)

※ 令和2年度調査から県別を公表

○ 本県の状況

- いじめの重大事態の発生件数は10件である。発生率は0.07件であり、全国数値(0.05件)を上回っている。

○ 全国の状況

- いじめの重大事態の発生件数は705件である。前年度より191件増加した。

(3) 不登校

⇒ 資料3 (P.7)

① 本県の国公私立小・中学校及び中等教育学校前期課程の状況

区分		令和3年度	
		不登校 児童生徒数	出現率
小	山口県	807 (+196)	12.4 (+3.2)
	全国	81,498 (+18,148)	13.0 (+3.0)
中	山口県	1,796 (+341)	52.8 (+10.0)
	全国	163,442 (+30,665)	50.0 (+9.1)
計	山口県	2,603 (+537)	26.3 (+5.7)
	全国	244,940 (+48,813)	25.7 (+5.2)

※ 出現率は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数（人）

※ ()内は前年度との比較

○ 本県の状況

・ 小・中学校及び中等教育学校前期課程において、年30日以上欠席した不登校児童生徒数は2,603人であり、前年度より537人増加した。不登校児童生徒の出現率は26.3人であり、全国数値(25.7人)を上回っている。

・ 校種別では、小学校807人で前年度より196人増加、中学校1,796人で341人増加した。不登校児童生徒の出現率は、小学校は12.4人で全国数値(13.0人)を下回っている。中学校は52.8人であり、全国数値(50.0人)を上回っている。

○ 全国の状況

・ 不登校児童生徒数は244,940人であり、前年度より48,813人増加した。

・ 校種別では、小学校81,498人で前年度より18,148人増加、中学校163,442人で、30,665人増加した。

・ 小学校不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「親子の関わり方」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が続いている。

・ 中学校不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が続いている。

② 本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の状況

区分		令和3年度	
		不登校 児童生徒数	出現率
高	山口県	348 (+81)	11.2 (+2.9)
	全国	50,985 (+7,934)	16.9 (+3.0)

※ 出現率は、生徒1,000人当たりの不登校生徒数（人）

※ ()内は前年度との比較

○ 本県の状況

・ 高等学校及び中等教育学校後期課程において、年30日以上欠席した不登校児童生徒数は348人であり、前年度より81人増加した。不登校生徒の出現率は11.2人であり、全国数値(16.9人)を下回っている。

○ 全国の状況

・ 不登校生徒数は50,985人であり、前年度より7,934人増加した。

・ 不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、「入学、転編入学、進級時の不適応」が続いている。

(4) 中途退学（高等学校及び中等教育学校後期課程） ※（ ）内は前年度との比較（％） ⇒ **資料4** (P.8)

区 分		令和3年度	
		中途退学者数	中途退学率
高	山口県	382 (+35)	1.1 (+0.1)
	全国	38,928 (+3,963)	1.2 (+0.1)

- 本県の状況
 - ・ 高等学校及び中等教育学校後期の中途退学者数は382人であり、前年度より35人増加した。中途退学率は1.1%であり、全国数値（1.2%）を下回っている。
 - ・ 中途退学の理由は、「進路変更」が40.1%で最も多く、次に「学校生活・学業不適應」が35.6%となっている。
- 全国の状況
 - ・ 中途退学者数は38,928人であり、前年度より3,963人増加した。
 - ・ 中途退学の理由は、「進路変更」が44.2%で最も多く、次に「学校生活・学業不適應」が30.5%となっている。

(5) 生徒指導上の諸課題の解決に向けた公立学校における主な取組

ア 心の教育の基盤となる開発的生徒指導の推進

- ・ 児童生徒の夢や希望を育むキャリア教育・進路指導の充実
- ・ スクールカウンセラーによる心理教育プログラムの実施を通して子どもたちの心を育成
- ・ 特別活動を活用した、児童生徒の心のつながりを深める取組の創意工夫
- ・ 学習規律の徹底及びわかる授業づくりや個に応じたきめ細かな学習指導等の充実
- ・ 高等学校における、生徒の多様なニーズに対応した特色ある学校づくりの推進

イ 問題行動や不登校等の未然防止に向けた組織的な取組の充実

- ・ 各学校において、これまで以上に児童生徒に目を配り、子どもへの積極的な声かけや教育相談を行う等、児童生徒理解の充実
- ・ 家庭や地域、小中高の異校種間連携を強化した組織的対応の推進
- ・ 外部専門家や関係機関等との連携による、児童生徒理解に基づいた早期の支援及び継続性のある生徒指導・教育相談の推進
- ・ SNS等を活用した幅広い相談体制の充実及び1人1台タブレット端末等を活用した、オンラインによる相談カウンセリング体制の整備の推進
- ・ 個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の一層の充実・強化
- ・ 弁護士によるいじめ予防教室の実施や、生徒指導上の諸課題への適切な対応に資する相談体制の充実
- ・ 児童生徒の適切なインターネット利用へ向けた、情報モラル教育の充実及び保護者等への啓発の促進
- ・ 学校適応感調査「Fit」（小・中・高校生版）の積極的活用による児童生徒理解及び支援の促進
- ・ 「心をつなぐ1・2・3運動」等による、欠席者に関する早期の情報共有・組織的支援の一層の充実
- ・ 高等学校中途退学に至った場合の指導資料「新しい進路に向けて」を活用した学び直しや就労へ向けた支援
- ・ いじめの早期発見・早期対応に係るリーフレット活用によるいじめ認知と組織的対応の徹底

ウ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり

- ・ 学校と保護者の緊密な連携による、組織的で適切・丁寧な指導・支援
- ・ 外部専門家や地域人材の参画を得た「学校いじめ対策委員会」を中核とする、学校組織体制の充実
- ・ コミュニティ・スクール、地域協育ネットの機能や家庭教育支援チーム等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった、子どもたちの学びと育ちを見守り支援する体制づくりの推進
- ・ 教育支援センター（適応指導教室）等による、児童生徒の社会的自立に向けた支援
- ・ 警察、児童相談所等の関係機関や少年安全サポーター等専門家との緊密な連携による、課題を抱える児童生徒への立ち直り支援

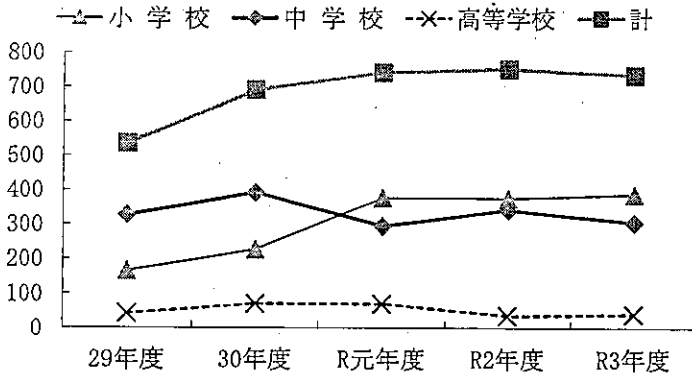
資料1

暴力行為の状況 (R3 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

暴力行為の定義「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」

<発生件数の推移>



区分	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
小学校	166	227	377	375	388
中学校	327	393	295	341	306
高等学校	43	71	70	36	41
計	536	691	742	752	735

<暴力行為の内訳(件数)> ※ ()内は前年度との比較

	対教師	生徒間	対人	器物	計	発生率(件)
小	100(+4)	263(+15)	0(-1)	25(-5)	388(+13)	6.0 (+0.3)
中	28(-16)	249(-3)	4(±0)	25(-16)	306(-35)	9.0 (-1.0)
高	2(±0)	32(+2)	0(±0)	7(+3)	41(+5)	1.2 (+0.2)
計	130(-12)	544(+14)	4(-1)	57(-18)	735(-17)	5.5 (±0)

<全国との比較>

()内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)
国公立	735(-17)	5.5(±0)	76,441(+10,240)	6.0(+0.9)

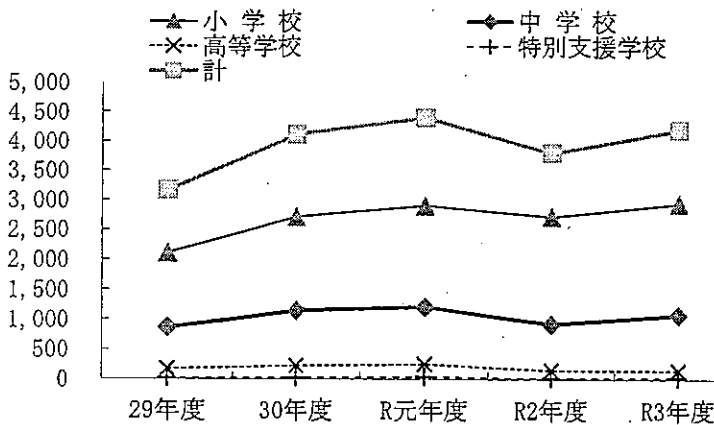
資料2

いじめの状況 (R3 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

いじめの定義「児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<認知件数>



区分	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
小学校	2,113	2,716	2,906	2,720	2,945
中学校	865	1,144	1,207	919	1,079
高等学校	175	226	252	149	147
特別支援学校	16	30	41	13	26
計	3,169	4,116	4,406	3,801	4,197

<全国との比較>

()内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)
国公立	4,197(+396)	31.0(+3.3)	615,351(+98,188)	47.7(+8.0)

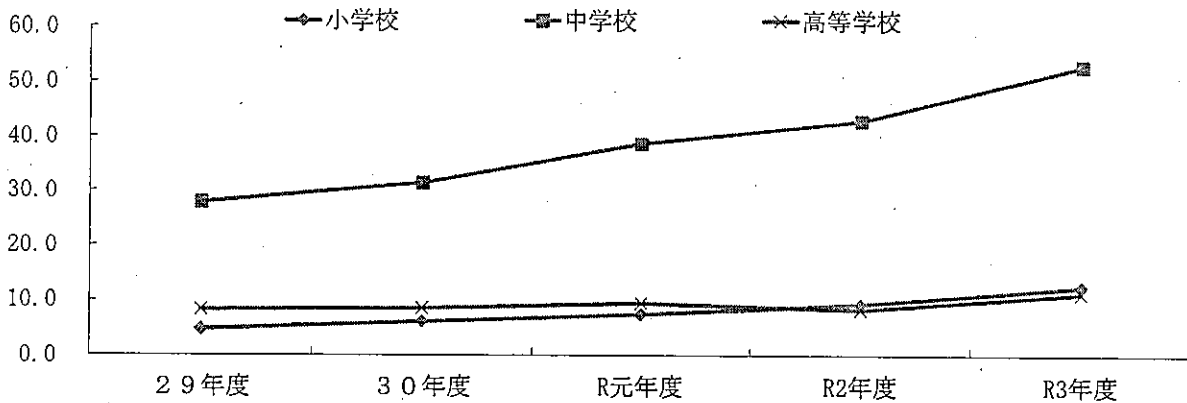
資料3

不登校の状況 (R3 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

不登校の定義「年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない或いはしたくともできない状況にあるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）」

<不登校児童生徒出現率の推移 (1,000人当たりの不登校児童生徒数)>



不登校児童生徒数

	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
小学校	320	413	500	611	807
中学校	998	1,092	1,322	1,455	1,796
高等学校	287	287	310	267	348

不登校児童生徒出現率

	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
小学校	4.7	6.1	7.4	9.2	12.4
中学校	27.9	31.4	38.6	42.8	52.8
高等学校	8.3	8.5	9.4	8.3	11.2

<全国との比較>

()内は前年度との比較

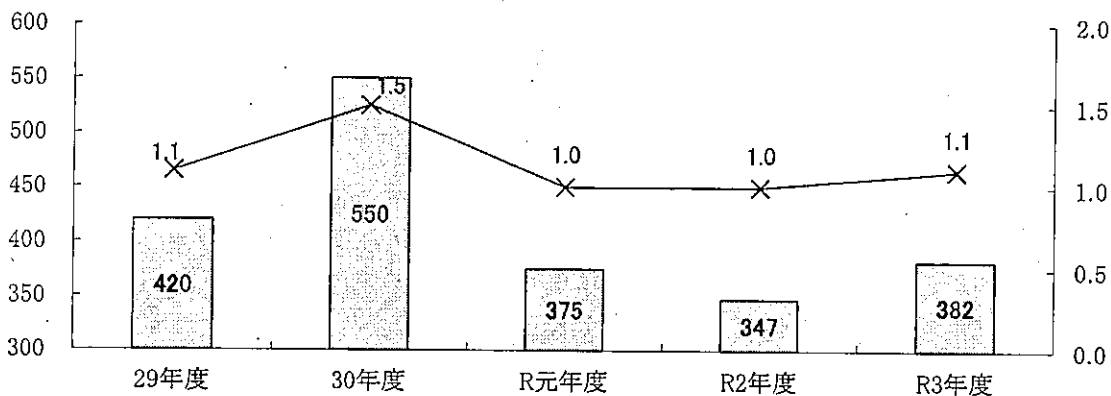
区分	山口県		全国	
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)
小学校	807(+196)	12.4(+3.2)	81,498(+18,148)	13.0(+3.0)
中学校	1,796(+341)	52.8(+10.0)	163,442(+30,665)	50.0(+9.1)
高等学校	348(+81)	11.2(+2.9)	50,985(+7,934)	16.9(+3.0)

資料4

中途退学の状況 (R3 山口県：国公立高等学校)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

<中途退学者数及び中途退学率の推移>

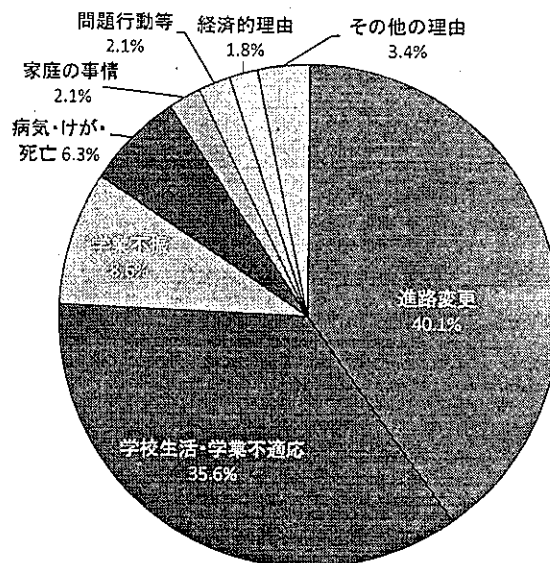


区分	項目	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
国公立	中途退学者数 (人)	420	550	375	347	382
	中途退学率 (%)	1.1	1.5	1.0	1.0	1.1

<理由別中途退学者数>

() 内は前年度との比較

理由	人数	率
進路変更	153 (-3)	40.1%
学校生活・学業不適合	136 (+38)	35.6%
学業不振	33 (+12)	8.6%
病気・けが・死亡	24 (-2)	6.3%
家庭の事情	8 (-8)	2.1%
問題行動等	8 (-2)	2.1%
経済的理由	7 (-5)	1.8%
その他の理由	13 (+5)	3.4%
計	382 (+35)	-



<全国との比較>

() 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	中途退学者	中途退学率 (%)	中途退学者数	中途退学率 (%)
国公立	382 (+35)	1.1 (+0.1)	38,928 (+3,963)	1.2 (+0.1)

1 改定の理由

- (1) 新たな教師の学びを実現する観点から、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下、「指標」という）の策定に関する指針（以下「指針」という）」を、国が令和4年8月に改正
- (2) 指針を参酌して、各任命権者が指標を定めることとなっていることから、「山口県教員育成指標」の改定が必要

2 これまでの検討の経緯

- (1) 4月に教育庁内にワーキンググループ（以下、「WG」という）を設置
- (2) WGによる会議を8回開催するとともに、各課室において検討
- (3) WGでの検討をもとに作成した案について、7月と11月に開催した教員養成等検討協議会において方向性や大枠を協議

3 改定のポイント

- (1) 「山口県の教員に共通的に求められる資質能力（案）」の作成
指針に基づき示された「教師に共通的に求められる具体的内容」をもとに、山口県教員育成指標を構造的に一覧できるものとして、新たに「山口県の教員に共通的に求められる資質能力（案）」を作成
- (2) 「山口県の教員に共通的に求められる資質能力（案）」の構造
 - I 教職に必要な素養・・・全ての資質能力の基本となるもの
 - II 学習指導
 - III 生徒指導 }・・・文部科学省指針で示されたもの
 - IV 学校教育全体を通じた活動・・・本県独自に設けたもの
 - V 特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応
 - VI ICTや情報・教育データの利活用 }・・・文部科学省指針で示されたもの
 - VII 家庭、地域・社会、関係機関等との連携・・・本県教育の強みを明示したもの
- (3) 山口県教員育成指標（項目案）の作成
 - 大項目、中項目、小項目の3項目で整理
 - 各キャリアステージにおいて求められる資質能力の違い
それぞれ以下のようなイメージ（文末の例）

ステージ0 【採用時】	ステージ1 【自立・向上期】	ステージ2 【充実期】	ステージ3 【発展期】
「理解している」	「取り組んでいる」	「参画している」	「指導・助言している」
「身につけている」	「実践している」	「組織的に取り組んでいる」	「リーダーシップを発揮している」

- (4) その他
各評語について、必要な修正を行う。

4 今後の予定

- 教員養成等検討協議会第3回会議で協議した案を、2月定例教育委員会会議において協議
- 3月定例教育委員会会議において最終案の報告

「第3次山口県学校安全推進計画（素案）」に対する
パブリック・コメント及び関係機関への意見聴取の概要

【 パブリック・コメント 】

1 実施状況

(1) 募集期間

令和4年10月11日（火）から令和4年11月10日（木）まで

(2) 公表方法等

県のホームページに掲載するとともに、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、山口地方県民相談室防府市駐在及び各県立学校で自由に閲覧できるようにしました。

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールにより意見を募集しました。

2 意見の件数

1名、7件

(内訳)

項 目		件 数
目次	はじめに	1
	第1章 学校安全の現状と課題及び本計画の位置付け	1
	第2章 今後の学校安全推進の方向性	1
	第3章 学校安全を推進するための方策	1
	その他	3
	パブリック・コメントの実施方法等に関するもの	0
合 計		7

【 関係機関への意見聴取 】

1 実施状況

(1) 対象機関

学校等安全連絡協議会構成団体

団 体 名	
山口県自治会連合会	山口県老人クラブ連合会
山口県防犯連合会	一般財団法人山口県交通安全協会
山口県PTA連合会	山口県公立高等学校PTA連合会
山口県私立中学高等学校PTA連合会	山口県都市教育長会
山口県町教育長会	山口県小学校長会
山口県中学校長会	山口県公立高等学校長会
山口県私立中学高等学校協会	人身安全対策課
少年課	交通企画課
生活安全企画課	学事文書課

防災危機管理課	県民生活課
健康増進課	こども家庭課
砂防課	教育政策課
学校運営・施設整備室	義務教育課
高校教育課	特別支援教育推進室
地域連携教育推進課	人権教育課

(2) 回答期間

令和4年10月11日(火) から令和4年11月10日(木) まで

2 意見提出団体

3団体 3件

番号	団体名
1	砂防課
2	学校運営・施設整備室
3	地域連携教育推進課

「第3次山口県学校安全推進計画」の策定 具体的なスケジュール（案）

4月

- ・ 第3次県計画（案）の項立て
- ・ 具体的な内容の精査
- ・ モデル校への依頼及び協議



6月

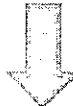
- ・ 第3次県計画（案）について、意見聴取
（文書による）
→ 関係各課、学校等安全連絡協議会委員 等

情報
提供

市町教委
学事文書課

7月

- ・ 聴取した意見をもとに、第3次県計画（案）の修正



9月

- ・ 教育委員会会議等で意見聴取
- ・ 9月議会の委員会で素案を提示



10月

- ・ 第3次県計画（案）について、パブリック・コメント及び
学校等安全連絡協議会の実施 → コメントをもとに修正



11月

- ・ 教育委員会会議で最終意見聴取
- ・ 最終案の審議（11月議会の委員会で提示）
→ 関係各課、学校等安全連絡協議会委員 等

情報
提供

市町教委
学事文書課

12月

「第3次山口県学校安全推進計画」策定（予定）

- ・ 教育委員会会議等で報告
- ・ 報道発表

情報
提供

市町教委
学事文書課